

第 2 期

京都市市民参加推進計画（仮称）

（平成 23 年度～平成 32 年度）

（素案）

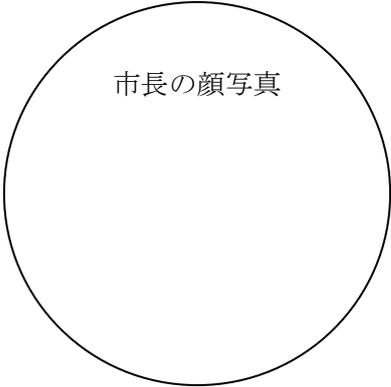
～参加と協働により，豊かで活力のある

地域社会の実現に向けて～

平成 23 年 2 月

京 都 市

第2期京都市市民参加推進計画（仮称）の策定に当たって



市長の顔写真

京都市長 門川大作

目次

第1章	はじめに	4
1	第2期計画の策定の目的	4
2	計画の位置付け及び計画期間	5
第2章	これまでの取組	6
1	本市のこれまでの市民参加の取組	6
(1)	第1期市民参加推進計画の取組状況	6
(2)	市民の市政への参加の拡大	7
(3)	市民のまちづくり活動の広がり	9
(4)	情報の提供・公開と共有の取組の進展	11
2	市民参加推進フォーラムのこれまでの取組	12
(1)	市民参加推進フォーラムの活動	12
(2)	本市の提言書に提出	13
第3章	計画の考え方	14
第4章	推進施策	15
1	市民の市政への参加の推進	16
(1)	政策・施策の形成過程の見える化(可視化)	17
(2)	市民に必要な情報を届け、たどり着く情報提供の促進	18
(3)	市民ニーズを把握し、政策・施策に結び付ける仕組みの拡充	20
(4)	より参加しやすい審議会等の運営の促進	22
(5)	市政運営の各過程での参加の仕組みの充実	23
(6)	参加を担う人材育成	26
2	市民のまちづくり活動の活性化	28
(1)	地域における多様な活動主体の交流・連携の促進	29
(2)	自主的な活動を始めるための環境づくり	34
(3)	市民力・地域力を高める取組への支援	36
3	情報の提供・公開と共有	39
(1)	情報の提供・公開における手法の充実	40
(2)	市民の目線、動線に沿った情報提供の取組の充実	42
(3)	情報を共有する取組の充実	43
第5章	計画を着実に進めるための推進体制	44
第6章	実施事業	47
参考資料		56

参考資料

- ・ 市民参加推進フォーラムからの提言（概要）
- ・ 「第2期市民参加推進計画（仮称）」素案に対する市民意見と本市の見解・御意見の反映状況
- ・ 市民参加関係施策の経緯
- ・ 京都市市民参加推進条例

第1章 はじめに

1 第2期計画の策定の目的

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などにより、市民のニーズは複雑化・多様化しており、行政からの公平・公正な市民サービスだけでは十分に対応することができなくなり、市民も地域の様々な課題解決の担い手となる「協働型社会」へのシフトが求められる時代となっています。

京都市では、平成13年12月に「京都市市民参加推進計画」を策定し、また、平成15年8月に「京都市市民参加推進条例」を施行して、全国に先駆けて市民参加の取組を推進してきました。

この間、審議会の公開や委員の公募、パブリック・コメントの制度化をはじめとする市民の市政への参加の取組、市民活動総合センターの設置や各区役所へのまちづくりアドバイザーの配置など市民の自主的なまちづくり活動への支援を行い、本市の市民参加は着実に前進してきました。

また、京都は、自治会や町内会といった地縁組織の活動やNPO法人等の市民活動団体による市民活動が活発なまちですが、最近では、企業・事業者、大学、寺社などが地域と一緒に地域の活性化や福祉サービスなどに取り組む事例も増えており、公共の担い手が広がりを見せています。

しかし、平成22年9月に本市で実施した「市政総合アンケート」では、市民の市政参加の制度に対する認知度は高いとは言えず、参加の経験のある市民も多いとは言えない状況にあります。一方で、市民と行政が知恵と力を合わせる共汗・協働の取組を8割近くの市民が推進した方がよいと考えておられます。そのため、今後は、これまでの市民参加の取組を着実に推進するとともに、その成果を市民に広げることや多様な主体が連携する協働の取組を更に進めていくことが必要です。

以上の状況を踏まえ、「京都市市民参加推進計画」が当初の計画期間（10年間）の満了を迎えることから、この度、平成23年度を開始年度とする「第2期京都市市民参加推進計画」を策定しました。

この「第2期京都市市民参加推進計画」では、京都市市民参加推進フォーラムから提出された「新たな市民参加推進計画策定に当たっての提言書」を踏まえながら、「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）」に掲げる「参加と協働による市政とまちづくりの推進」を盛り込みました。今後、市会との連携を十分に図りながら、市民の皆様と共に創意工夫を重ね、「参加と協働」、「共汗」で地域主権時代を切り拓いていきます。

※市民参加とは

京都市市民参加推進条例では、「市民の市政への参加（市政参加）」と「自主的なまちづくり活動（市民活動）」と定義しています。

2 計画の位置付け及び計画期間

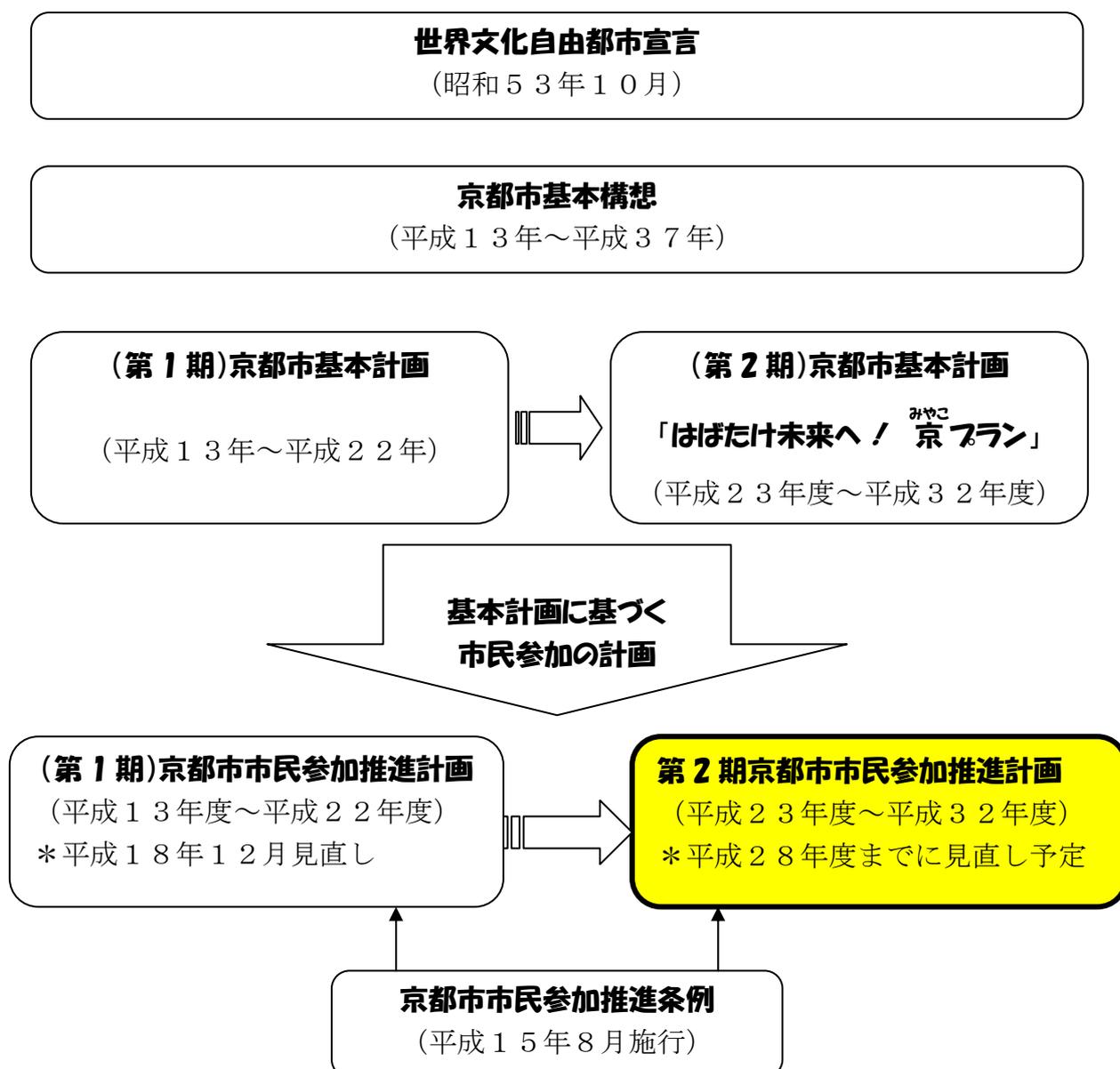
(1) 計画の位置付け

この計画は、第2期「京都市基本計画」(「はばたけ未来へ! ^{みやこ}京プラン」)の行政経営の大綱に基づく市民参加に関する計画です。また、「京都市市民参加推進条例」第6条第1項に規定する市民参加を総合的に推進するための計画です。

(2) 計画期間

平成23年度から平成32年度までの10箇年の計画です。

また、条例第6条第4項の規定により、計画期間の中間年となる平成28年度までに見直しを行います。



第2章 これまでの取組

1 本市のこれまでの市民参加の取組状況

(1) 現行の「市民参加推進計画」の取組状況

現行の「市民参加推進計画」(平成18年12月中間見直し)に掲げる
推進施策・実施事業などの実施状況 (平成22年12月現在)

○ 具体的取組 35施策 154事業

【内訳】

推進施策及び実施事業

- 1 市政運営の各過程における参加の制度や仕組みの拡充に向けた取組
12施策 42事業
- 2 地域における市民主体のまちづくり活動とその支援
10施策 69事業
- 3 情報の提供・公開と共有
9施策 27事業

計画を着実に進めるために

4施策 16事業

○ 実施状況 すべてで完了又は着手済み (完了/133事業 着手済/21事業)

更に共汗・協働による新たな取組も実施!

**「未来まちづくり100人委員会」, 「未来の京都・若者会議U35」,
「動物園大好き市民会議」 など**

これまで本市では、市民参加推進計画(平成18年12月改訂)において、市民参加を推進するための35の推進施策と154の実施事業を掲げ、その推進に鋭意取り組んできました。

その結果、計画に掲げているすべての事業を完了又は着手し、政策・施策の形成、実施、評価の各段階での市民参加手法の活用、まちづくり活動の拠点づくり、より充実した市政情報の発信など、本市が市民参加を進めていくための基盤を築いてきました。

また、本市事業におけるワークショップ手法による意思形成の取組や、地域の自主的なまちづくり活動への支援、「京都市政出前トーク」の実施など、市民ニーズのきめ細やかな市政への反映や市民との協働により、市民参加の取組は着実に浸透し、職員の市民参加に関する意識も確実に高まってきました。

さらに、白紙の段階から議論、提言、行動する「市民組織」である「未来まちづくり100人委員会」の運営など、共汗・協働による新たな取組も実施し、本市の市民参加は更に活発になってきています。

(2) 市民の市政への参加の拡大

ア 成果

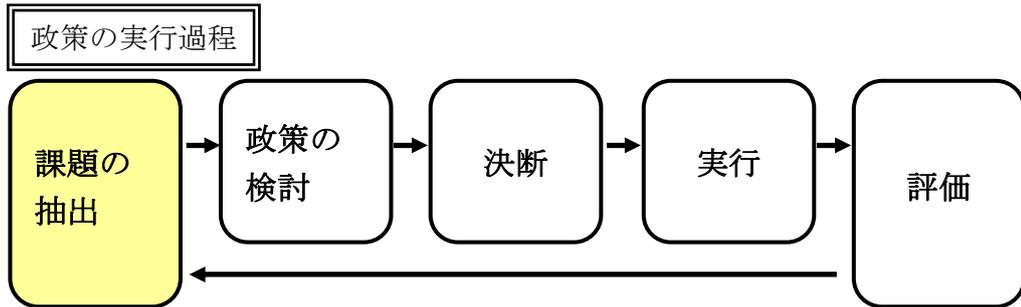
本市においては、早くから市政への市民の参加に取り組み、審議会の公開、審議会における委員の公募、パブリック・コメントなどの制度は整い、定着しています。

また、白紙の段階から議論、提言、行動する「市民組織」である「未来まちづくり100人委員会」の運営など、新しい形の共汗・協働の取組も実施してきました。

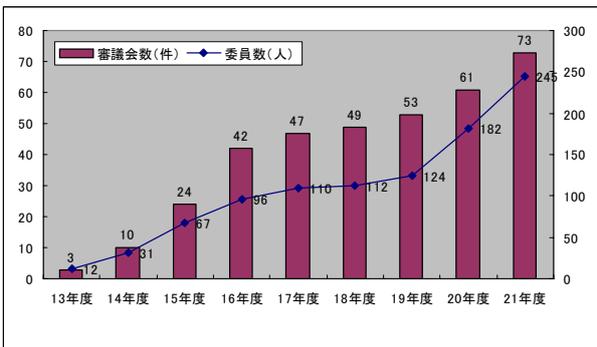
イ 課題

市政参加の制度の認知度は上ったとはいえ、まだ高くないことや、参加をしたことがない市民がまだ多いという課題があり、これを高めるための運用や情報提供の工夫が必要です。

また、政策の課題を見つける「課題抽出」段階における市民の参加意欲は高いが、市民が議論を交わして市政の課題として政策につなげる場があまりなかったことから、政策の「課題の抽出」段階において、多様な主体が議論を交わす新たな取組が求められています。



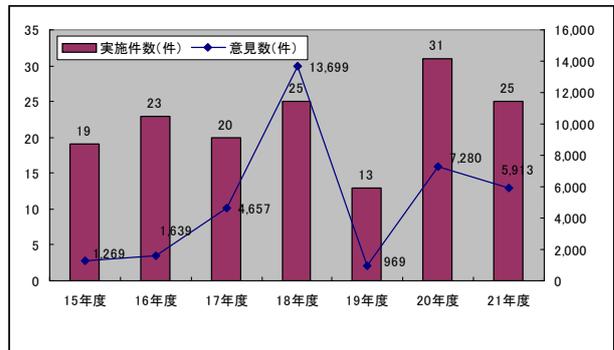
<市民公募委員が在籍する審議会数と委員数の推移>



出典【総合企画局調査】

年々増加している。

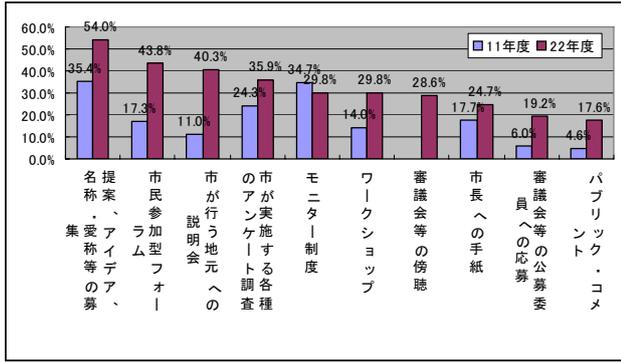
<パブリック・コメントの実施件数と意見数の推移>



出典【総合企画局調査】

着実に実施している。

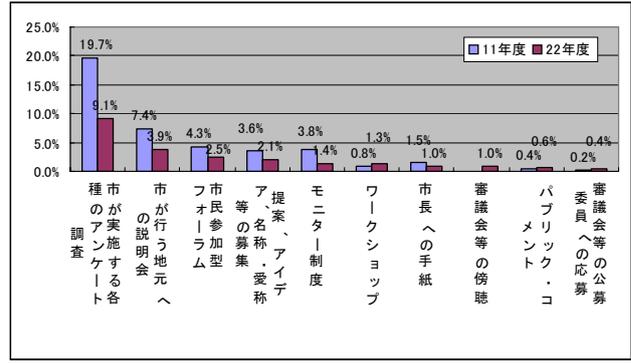
<知っている市政参加の取組>



出典【市政総合アンケート（平成 11 年度，平成 22 年度）】

ほとんどの取組で認知度が上がっているが、高いとは言えない。

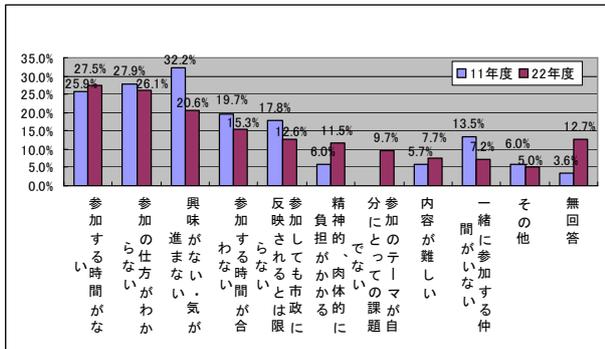
<参加の経験のある市政参加の取組>



出典【市政総合アンケート（平成 11 年度，平成 22 年度）】

参加の経験のある市民が増えてない。

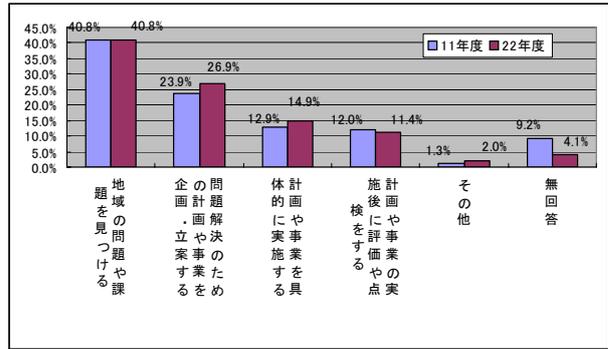
<市政への参加をしない理由>



出典【市政総合アンケート（平成 11 年度，平成 22 年度）】

「参加する時間がない」、
「参加の仕方が分からない」が上位を占めている。

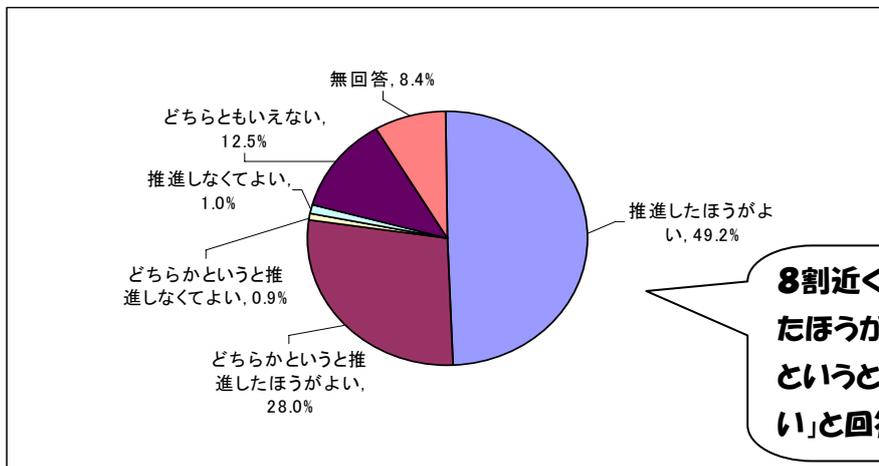
<特に参加したいと思うもの>



出典【市政総合アンケート（平成 11 年度，22 年度）】

「地域の問題や課題を見つける」、
「問題解決のための計画や事業を企画・立案する」が上位を占めている。

<市民と行政が知恵と力を合わせる共汗・協働の取組について>



8割近くの市民が「推進したほうがよい」、「どちらかというと推進したほうがよい」と回答。

出典【市政総合アンケート（平成 22 年度）】

(3) 市民のまちづくり活動の広がり

ア 成果

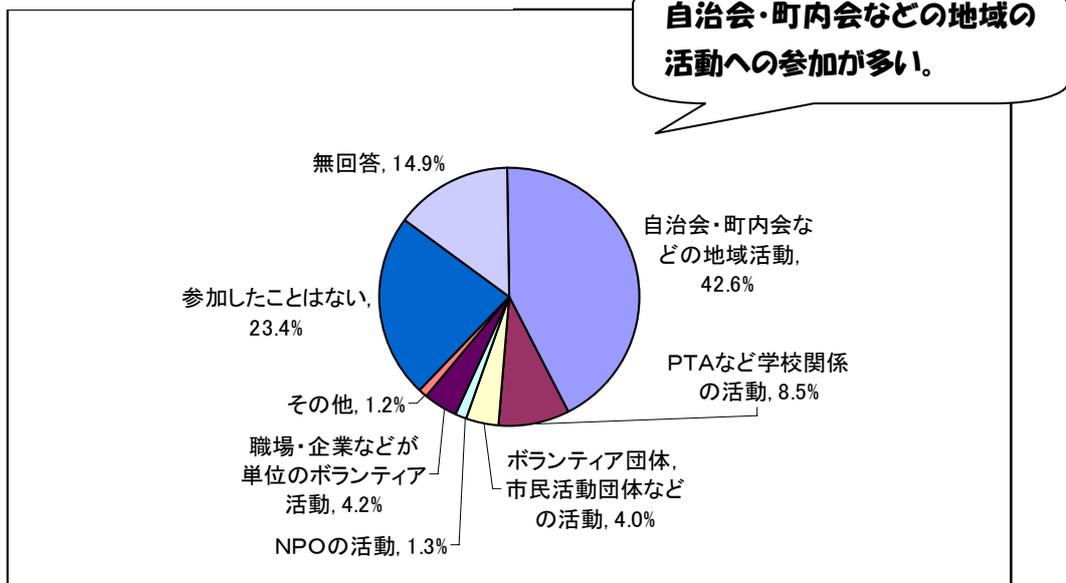
住民自治の伝統が息づく本市においては、自治会、町内会などの住民自治を担ってきた組織をはじめとする地縁型の活動はもとより、ボランティア、NPOの団体などの志縁型の活動が活発に行われています。

これらの主体は、これからもまちづくり活動の中心となりますが、加えて、企業・事業者、大学、寺社もまちづくり活動の主体として、深くかかわるようになってきています。

イ 課題

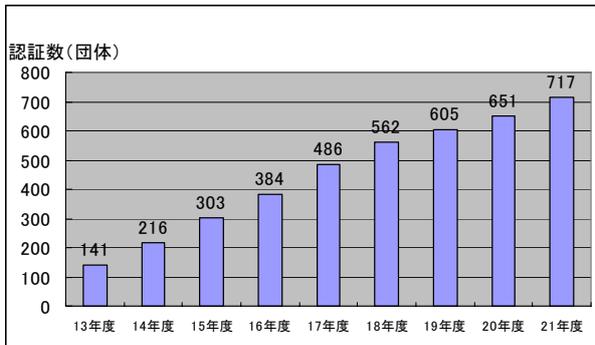
今後は、市民（地縁・志縁組織）だけでなく、企業・事業者、大学、寺社などとの協働を進めることや、これらの多様な主体の活動をつないでいくことで、まちづくり活動を更に活性化していくことが求められます。

<市民が最も多く参加したことがある市民活動>



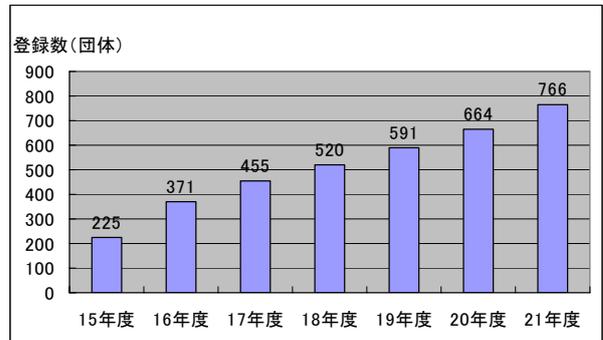
出典【市政総合アンケート（平成22年度）】

<市内のNPO法人認証数>



出典【文化市民局調査】

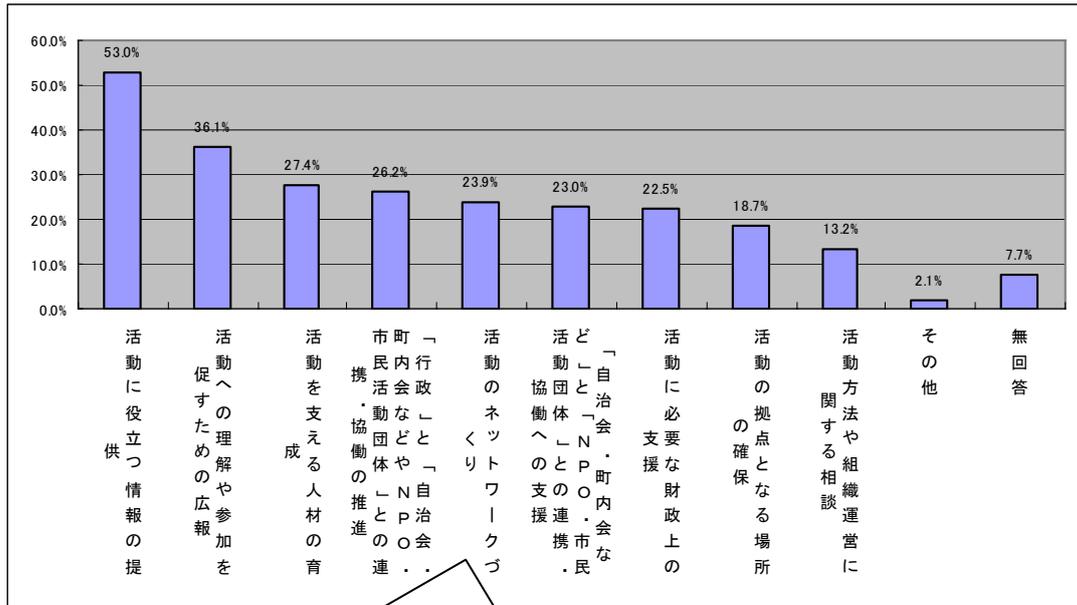
<市民活動総合センターインフォメーションサービス登録数>



出典【文化市民局調査】

着実に増加している。

<市民活動の活性化に向けて大切だと思われる本市の取組>



出典【市政総合アンケート（平成22年度）】

多くの市民が求めているもの

- 「活動に役立つ情報の提供」や「活動への理解や参加を促すための広報」などの情報提供、広報
- 「活動を支える人材育成」
- 「行政」と「自治会・町内会などやNPO・市民活動団体」との連携・協働の推進」や「活動のネットワークづくり」

企業・事業者、大学、寺社などの協働の取組の事例



自動車メーカーの社員が、技能を生かして、休日に小学校の施設のペンキの塗り替えを行った様子



学生が、地域の商店街と一緒に、京都の伝統行事の節分おぼけの伝承に取り組んだ様子



学生が、地域の神社の祭りに参加して、住民とともにこれを盛り上げている様子

(4) 情報の提供・公開と共有の取組の進展

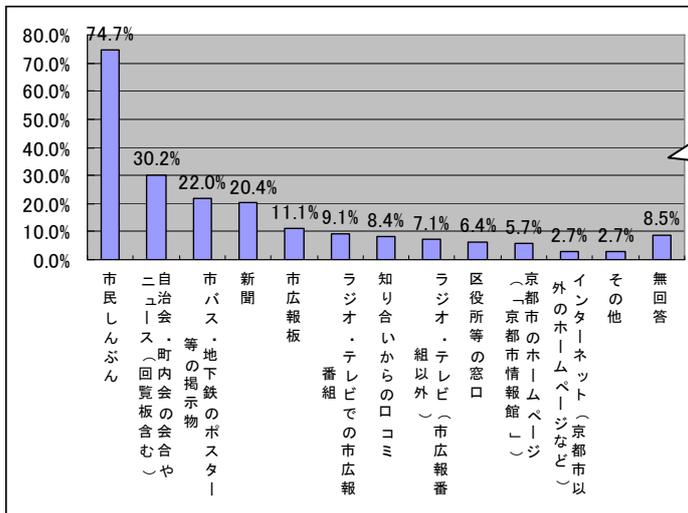
ア 成果

市民が市政やまちづくり活動に参加するためには、行政が、それを支える情報を広く多くの市民に提供・公開するとともに、市民と行政、市民同士が情報を共有することが前提となります。このため、本市では、「市民しんぶん」等の紙媒体に、インターネットなどの電子媒体を併用し、また、身近で立ち寄りやすい施設での情報提供を強化するなど、あらゆる市民に情報が伝わるよう、多様な手法を用いて、きめ細やかな情報提供を行ってきました。

イ 課題

今後とも、これらの取組を充実していくとともに、情報を必要とする市民が必要な情報にたどり着けるよう情報提供に更なる工夫が求められます。

＜市政参加の取組の情報源＞

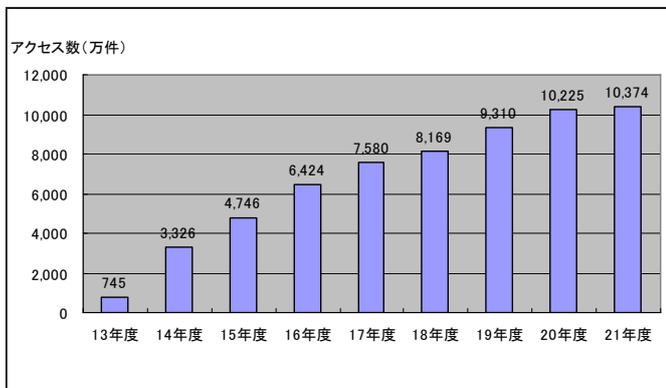


多くの市民が、「市民しんぶん」やポスターなど、従来からの紙媒体の情報源から情報を得ている。

インターネットの利用者や、「京都市情報館」へのアクセス数が年々増加している。

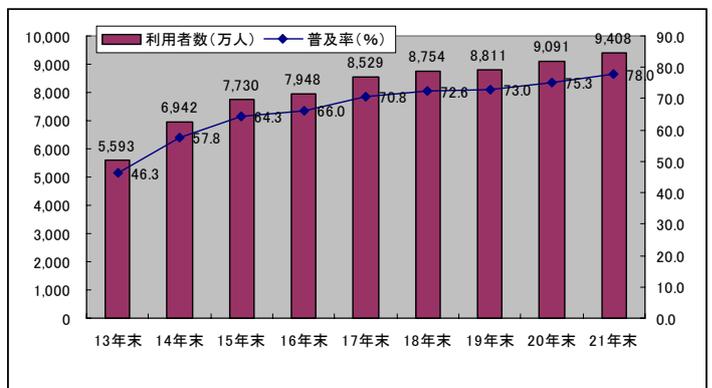
出典【市政総合アンケート（平成 22 年度）】

＜本市公式サイト「京都市情報館」へのアクセス数＞



出典【総合企画局調査】

＜全国におけるインターネット利用者数及び人口普及率＞



出典【総務省「通信利用動向調査」】

2 市民参加推進フォーラムのこれまでの取組

(1) 市民参加推進フォーラムの活動

「京都市市民参加推進フォーラム」は、市民参加のあり方や手法などについて本市に意見や提案を行うとともに、市民と行政との協働を推進するため、平成14年8月に設置した審議会です。

これまでに、全体会議や部会での議論のほかに、本市の審議会等に在籍する市民公募委員の交流を図る「市民公募委員サロン」や、まちづくり活動を行っている市民が集まって議論を交わす「市民参加円卓会議」などの開催に取り組んできました。

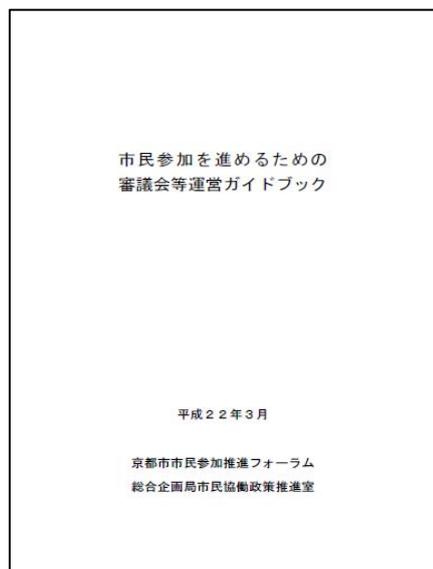
また、本市の市民参加を進めるための提言書「市民参加こんなんえーやん宣言！」の提出（平成18年3月）、町内会や自治会活動を応援し、その輪を広げるためにこれらの活動を紹介する「地域活動応援ガイド」の作成（平成20年3月）、本市の運営する審議会等における市民参加を一層進めるための手引書「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」の作成（平成22年3月）などにも取り組みました。



市民参加円卓会議



市民公募委員サロン



審議会等運営ガイドブック

(2) 本市への提言書の提出

同フォーラムでは、これまでの「市民参加推進計画」の取組状況を検証し、成果と課題を整理して、今後の対応策を議論するため、平成22年度は、3回の全体会議、10回の部会、4回の自主勉強会を開催しました。加えて、以下のような事業を実施し、市民や市職員から広く意見を集めて、更に議論を深めました。

○「市民公募委員サロン」(8月2日)

本市の各審議会等に在籍する市民公募委員に、委員活動で感じた課題やアイデアを議論していただきました。

○「職員ワークショップ」(11月5日)

市民参加の取組事例を市職員間で共有するとともに、提言に盛り込むアイデアについて議論しました。

○「市民参加円卓会議」(12月5日)

公募で集まった市民に同フォーラムが検討中の提言案を説明し、市民から意見やアイデアを頂きました。



市民参加推進フォーラム全体会議



職員ワークショップ



市政参加・情報提供部会



市民活動部会

同フォーラムでは、これらの取組を通じて、本市の市民参加が更に充実するための様々なアイデアを盛り込んだ提言を取りまとめ、平成23年2月本市に「新たな市民参加推進計画策定に当たっての提言書」として提出しました。

提言書の概要は、57ページから59ページまでを御覧ください。



提言書提出の様子

第3章 計画の考え方

目指す未来像

参加と協働により，豊かで活力のある
地域社会を実現します。

「はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）」に掲げる市民の知恵と力を生かした市政を実現するため，市民の積極的な**市政への参加**と，**市民と行政との協働**を進めるとともに，「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という**市民主体のまちづくり**を進め，人間らしくいきいきと働き，家庭・地域で心豊かに生活できる「**真のワーク・ライフ・バランス**」の実現を目指します。

そのために

1 制度の趣旨に沿った取組を着実に推進する

市民参加の仕組みは相当に整い，取組を蓄積させてきました。今後は，市民参加の制度がその趣旨と目的を十分に果たすよう，運用や情報提供の工夫を行うとともに，市民参加を担う人材の育成を行っていきます。

2 市民参加の成果を市民に広げていく

これまでの市民参加推進計画による取組の成果を生かし，これを継続，発展させていくとともに，「課題の抽出」，「計画」，「実行」のすべての段階において市民が主体的に取り組んできた「未来まちづくり100人委員会」や「未来の京都・若者会議U35」などの共汗・協働による新たな取組のノウハウや成果，機運を市民や庁内に広げていきます。

3 多様な主体が連携する協働のまちづくりを進める

まちづくり活動を担う市民，NPO法人等の市民活動団体，企業・事業者，大学，寺社などの様々な主体相互のつながりや，これらの主体と行政との協働を更に進めていきます。

第4章 推進施策

この章では、本市が「参加と協働」、「共汗」による市政運営を進めるために、今後取り組む41施策を次の3つに分類し掲げています。また、第5章にも4施策を掲げています。

第4章 推進施策

1	市民の市政への参加の推進	19施策	63事業
2	市民のまちづくり活動の活性化	12施策	94事業
3	情報提供・公開と共有	10施策	28事業

第5章	計画を着実に進めるための推進体制	4施策	19事業
-----	------------------	-----	------

今後10年間で全庁挙げて重点的に取り組んでいくものについては、第4章及び第5章において、掲げる施策ごとに「重点的な取組」としてピックアップして記述しましたが、第6章では、施策ごとの取組を担当する局区等の名称を入れて一覧にしました。

- 当該年度に予定される取組や前年度の取組の実施状況については、本市公式サイト「京都市情報館」で公表しますので、御参照ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000035247.html>

1 市民の市政への参加の推進

本市では、市民参加を効果的に進めるため、政策の形成・実施・評価といった市政運営のあらゆる過程に市民が参加する機会を設け、市民の意見をしっかりと聴き把握する取組を進めるなど、これまでは主に制度的な充実を図ってきました。

今後は、それらの諸制度の目的や趣旨に沿った的確な運用を図り、より実効のある制度となるよう取組を充実させることで、その質を向上させるとともに、実施結果や意見の反映状況等をより丁寧に市民に公表することで、様々な取組を通じて得られた市民意見を最大限に活用し、更なる市民の市政への参加を推進します。また、市民と行政が、お互いの特性を持ち寄り、協働して新しい価値を生み出す共汗・協働の取組を進めます。

(1) 政策・施策の形成過程の見える化（可視化）

これまで導入した制度がその趣旨を十分果たすよう、政策・施策の形成過程における参加の手法を市民に分かりやすく伝えるとともに、それぞれの段階において市民の声が市政にどのように伝わり、生かされていくのかを可視化することに取り組みます。

ア 施策・事業ごとの参加手法及び市民の声を市政に届ける制度の流れの公表 [施策番号1]

あらかじめ施策、事業ごとに市民が参加できる手法やそのスケジュールをできるだけ示し、市民それぞれの関心の高い施策、事業への参加の手段や時期が分かりやすく伝わるよう取り組みます。また、市民の声を市政に反映する制度がどのようなものがあるか、行政にどのように伝わり、政策、施策として実現するかの仕組みを分かりやすく市民に周知を図り、制度がより活用されるよう取り組みます。

<重点的な取組>

① 施策・事業ごとの市政への参加手法の公表 **新規**

施策、事業ごとに市民が参加できる手法やそのスケジュールを示し、市民それぞれの関心の高い施策、事業への参加の手段や時期が分かりやすくします。

② リーフレット、本市公式サイト「京都市情報館」など各種広報媒体を活用した市政参加の制度の周知の充実 **新規**

一人一人の声がどのような手段で行政に届き、どのようなやり取りを経て市政に生かされるのかを図解したリーフレットを作成し、制度ごとの特徴の紹介や解説を掲載します。また、本市公式サイト「京都市情報館」なども活用してその周知を図ります。

(2) 市民に必要な情報を届け、たどり着く情報提供の促進

市民が必要とする情報を届け、また、市民がその情報にたどり着けるよう、情報提供の更なる工夫に努めます。

また、費用対効果等を考慮しながら、インターネットを活用した積極的な情報提供に取り組めます。

ア 市政に関心を持つ市民を参加につなげる取組の推進 [施策番号2]

アンケートへの協力や事業への参加などを通じて市政に関心を持った市民に対し、その後もその関心をつないでいくための情報提供を行います。

<重点的な取組>

① アンケートや事業への協力者等を対象とした市政への参加の情報を届けるための登録制度の実施 **新規**

アンケートや事業など、市民とのやり取りがある機会に、その市民の市政に対する関心分野やその情報の提供について希望を聞き、希望する場合にその市民が関心ある分野の市政参加に関わる情報をメールなどで届け、その市民の関心をつなぎます。

(提供する情報の例)

審議会の開催、審議会委員の公募、パブリック・コメントの実施、フォーラムやシンポジウムの開催など

イ 参加の制度を知らない市民や時間のない市民を参加につなげるための情報を届ける取組の推進 [施策番号3]

市政への参加の制度を知らないために参加していない市民や市政への参加の時間や機会を作りにくい市民に対して、様々な参加の手段があることの広報を、積極的に行うとともに、市民にこれらの情報が伝わるよう、インターネットも活用した情報発信に努めます。

<重点的な取組>

① 汎用性が高く利用者の多いインターネットツールを活用した情報発信の充実 **充実**

これまで取り組んできた本市公式サイト「京都市情報館」などインターネットを活用した市政の情報の発信に加えて、今後、様々な情報発信ツールが開発され普及する中で、汎用性が高く利用者が多く、かつコストを抑えることのできるツールを活用した情報発信を推進します。

② リーフレット、本市公式サイト「京都市情報館」など各種広報媒体を活用した市民の市政への参加の制度の周知の充実 **新規**[再掲 (P. 17 参照)]

汎用性が高く利用者の多いインターネットツールの活用事例

- 動画共有サービスサイトを、シンポジウムなどの中継や視聴者からの投稿に活用されている事例があります。
- 短文を投稿し閲覧できる簡易ブログを、広報活動などに活用されている事例があります。

(3) 市民ニーズを把握し、政策・施策に結び付ける仕組みの拡充

市民のニーズを政策・施策・事業等に反映させていくためには、日常的に市民の声を聴く取組を進め、その結果や反映状況等を市民に公表していくことが重要です。

このため、市民のニーズを的確に把握するため、広聴の取組を充実させるとともに、市民の参加意欲が高く、参加の満足度の高い「課題の抽出」段階において、多様な主体が議論を交わす新たな取組を検討・実施します。

ア 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実 [施策番号4]

市民ニーズを的確かつ効率的に聴取するため、アンケートやモニター調査などの既存の取組を充実させます。

イ 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進

[施策番号5]

より効率的に市民ニーズの反映された政策・施策を実現するため、市民からの意見等を庁内で共有するとともに、市民ニーズを把握するために実施した、様々な取組の実施結果やその反映状況を市民に公表します。

ウ 「課題の抽出」段階からの市民参加の取組の推進 [施策番号6]

市民の参加意欲が高く、参加の満足度の高い「課題の抽出」段階において、多様な主体が議論を交わす新たな取組を行います。

<重点的な取組>

① 無作為抽出で選んだ市民による議論の実施 **新規**

住民基本台帳から無作為で抽出された市民が、限られた期間に具体的課題の解決を議論し、提言する取組を行います。

(例：プラーヌクス・ツェレ)

「プラーヌクス・ツェレ」とは

無作為抽出で選ばれた市民のうち、呼び掛けに応じた市民が、限られた期間内に有償で、具体的課題の解決に向けた議論を行い、政策提言を行う会議のこと。他都市でも、市政参加の新たな手法として取り組んでいる事例があります。

② 市民主体の組織の合同による「課題抽出」の議論の実施 新規

多様な市民で構成され、「課題の抽出」から「実行」に至るまで様々な活動を行っている市民主体の組織による取組が進められており、それらが合同して「課題の抽出」のための議論を行う取組を実施します。

③ 一人一人の声を共有し、地域内で話し合う場づくりへの支援（「協働井戸端会議（仮称）」）の推進 新規

市民が、地域課題について多様な主体の参加を得て議論する機会を持ちたいと考えたとき、議論する場の提供やコーディネーターを派遣するなど、これを支援する取組を推進します。

(4) より参加しやすい審議会等の運営の促進

本市の設置している審議会等は、政策の形成段階で重要な役割を果たしています。このため、その過程を広く公開し、審議に市民の意見を反映させていくことが重要であり、本市では、市民参加推進条例において審議会等の公開や市民公募委員をはじめとする委員の幅広い人材の登用の促進を定め、全庁を挙げて取り組んできました。

今後とも、これらの取組の推進を図るとともに、市民参加が生きる審議会等の運営に努めます。

ア 審議会等の公開の推進と運営の改善 [施策番号7]

本市の設置する審議会等のうち、京都市情報公開条例に規定する非公開情報を扱う審議会等を除くすべての審議会等において、会議の公開、会議の開催情報の公開、会議録の公開に向けた取組を進めます。

また、「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」を活用して、市民の知恵と力を更に生かした審議会等の運営に努めます。

イ 審議会等の委員の公募の推進 [施策番号8]

本市が設置する審議会等のうち、設置根拠法令で委員に特別な資格が必要な審議会等を除くすべての審議会等において、市民公募委員の参画を更に進めるとともに、既に市民公募委員が在籍している審議会等については、その増員を図ります。

また、市民公募委員がより積極的に審議に参画できるよう、市民公募委員をサポートする体制を整えるとともに、市民公募委員同士で自己研鑽し、知識や思いを醸成できる機会や場の提供を進めます。

ウ 幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進 [施策番号9]

女性や外国籍市民、学生をはじめとする若い世代など、より幅広い市民層からの審議会等委員への参画を促す取組を更に進めます。

(5) 市政運営の各過程での参加の仕組みの充実

政策の形成・実施・評価などのあらゆる段階において、市民の意見を聴き、その知恵や力を生かしていくことは、市民が主役の市政を進めていくうえで必要不可欠なことです。

個々の施策や事業などで目的や状況に応じた最適な市民参加手法を活用し、幅広く参加の機会を設けることで、市民が一層参加しやすい市政運営を行います。

また、障害のある人や外国籍市民、子育て世代などに対応した市政への参加機会の確保に取り組みます。

ア 政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実 [施策番号 10]

計画の策定や条例の施行などの政策形成段階で市民の意見をしっかり聴く機会を充実させるため、パブリック・コメントや公開フォーラムの実施など、目的や状況に応じた最適な市民参加手法を選択し、実施します。

イ 市民と課題や思いを共有し、事業実施に生かすための取組の推進 [施策番号 11]

市民と行政が市政や地域に関する課題や思いを共有し、今後の施策展開に生かしていくため、本市が行う公共施設の整備やイベントの企画・運営、新規事業の立ち上げなどにおいて、ワークショップ手法などを積極的に活用します。

ウ 事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保 [施策番号 12]

市民、企業、大学、NPOなど様々な立場の市民や団体等のノウハウを生かし、より最適で効果的に事業を実施するため、「市民共汗サポーター」の拡大に努めるなど、市民や団体等が幅広く参加できる機会を充実させます。

「市民共汗サポーター」とは

市政の様々な分野やまちづくり活動に、自主的に行動される市民ボランティアの皆様を本市では、「市民共汗サポーター」と呼びしています。「市民共汗サポーター」の皆様の特技や関心に合わせて、様々な取組に関わっていただいています。

(「市民共汗サポーター」の例)

- 一人暮らしお年寄り見守りサポーター
- 京（みやこ）・輝き隊
- 学生消防サポーター
- 学校安全ボランティア

エ 財政面からの市民の参加の促進 [施策番号 13]

ふるさと納税寄付金「だいすきっ！京都。寄付金」や住民参加型市場公募債「京都浪漫債」、施設の本格修理の費用に充てる「世界遺産・二条城一口城主募金」など、市政運営における市民の財政面からの参加を進めます。

オ 誰もが参加しやすい環境の整備 [施策番号 14]

市民参加による事業などに直接参加できない市民や障害のある人、外国籍市民、子育てなどで外出しにくい市民などが参加しやすい環境を整えます。

<重点的な取組>

① 審議会、ワークショップなどでの手話通訳、要約筆記、託児等の充実

充実

審議会、ワークショップ、市民参加型のシンポジウムなどを開催する際には、必要に応じて手話通訳や要約筆記、託児などを用意することで、誰もが参加しやすい環境を整えます。

② インターネットを活用したシンポジウムや審議会等の動画配信の実施

充実

今後、様々な情報発信ツールが開発され普及する中で、汎用性が高く利用者が多く、かつコストを抑えることのできるインターネットツールを活用して、市民参加型のシンポジウムや審議会などの様子を中継し、直接会場に行くことが難しい市民にも議論の内容が届く取組を実施します。

カ インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保

[施策番号 15]

時間や場所などに捉われず市政へ参加する仕組みを整えるため、費用対効果等を考慮しながら、インターネットや携帯電話等の媒体を活用した市政への参加機会の確保に努めます。

<重点的な取組>

- ① インターネットを活用したシンポジウムや審議会等の動画配信の実施
充実 [再掲 (P. 24 参照)]

キ 公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進 [施策番号 16]

市民サービスの向上と経費節減等を図るため、公の施設の指定管理者制度の導入を更に進めます。

ク 市民の意見を施策・事業の点検・評価に生かす取組の推進

[施策番号 17]

施策・事業等の公正性と透明性を確保するとともに、市民の意見を反映した市政運営をより進めるため、評価段階における市民参加の機会を充実します。

(6) 参加を担う人材育成

市政に関心を持つことや市政への参加の意義、手法などを次の社会を担う若い世代に周知を図ります。また、市政への参加についての市職員の意識も更に高めるとともに、市民参加を通じて市民の知恵と力を生かした市政運営を進めます。

ア 次世代の社会を担う学生や子どもが市政参加や協働を学ぶ取組の充実 [施策番号 18]

次世代の社会を担う学生や児童、生徒に対して、市政への関心を持つことや市政への参加の意義、手法などについて、周知を図ります。

<重点的な取組>

① 学生に対する市政への参加の積極的な周知 **新規**

市政に対する学生の関心を高め、意見を聴取するために「学生 Place+」（学生の活動拠点）等を活用し、審議会委員の市民公募やパブリック・コメントなどの市政情報を積極的に発信し、市政への参加を促進します。

また、これらの活動が、社会や大学への評価につながっている事例を紹介します。

② 学校現場での「市政出前トーク」の活用や「市政出前トーク」の子ども向けテーマの充実 **充実**

学校などへの「市政出前トーク」の出講や「スチューデントシティ学習」などを活用して、児童などが市政参加や協働の仕組みについて学ぶ場の充実を図ります。また、「市政出前トーク」の子ども向けテーマの充実を図ります。

イ 市民参加を担う市職員の育成の推進 [施策番号 19]

市民参加を通じて市民の知恵と力を生かした市政運営を進めるため、参加の意義と楽しさを知る市職員を増やす取組を更に充実させていきます。

また、地域活動やボランティア活動などに参加するきっかけづくりを行い、真のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ります。

<重点的な取組>

① 庁内における経験共有の場の充実 **充実**

「庁内事例発表会」などの取組を通じ、市民参加の取組の経験の共有を図ります。また、現場の市職員が市民参加の取組を進めるに当たって、その機会に前向きに取り組むことができるよう、経験や悩みを語り合う機会を用意します。

② 市民活動や協働の事例などを学ぶ研修の実施 **新規**

京都で活動する市民活動団体や分野別センターなどの取組や、他都市での協働の事例を紹介する研修を定期的を開催するなど、区役所まちづくり推進課をはじめとする市民参加に関わる市職員がこれらの情報を得る機会を充実させます。また、これを市職員が市民として地域で活動するきっかけづくりにも生かしていきます。

③ 市民参加を体験する機会の充実 **充実**

市民参加の取組に関わりたい市職員に実践の場を確保するために、市民参加事業に参加を希望する市職員を全庁的に公募するプロジェクトを充実させます。

④ 市民参加を促進する研修の充実 **充実**

市民参加の制度や意義、ワークショップの手法などを学ぶ研修の充実を図るとともに、人間らしくいきいきと働き、豊かな家庭生活を築き、地域活動、社会貢献活動への参加が行える「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向け職場風土や市職員の意識改革に取り組みます。

2 市民のまちづくり活動の活性化

京都の多くの地域では、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、町内会・自治会といった地縁組織が中心となり、祭り、運動会、敬老事業などの行事や防犯、交通安全などの地域活動に取り組んできました。

また、テーマによって結び付いているNPO法人等の市民活動団体（志縁組織）においても、少子高齢化、無縁社会、地球温暖化など、複雑化、多様化している様々な課題の解決に活発な活動を展開してきました。

「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という市民主体のまちづくりを進めるためには、これまで、まちづくりの主体として活動してきた地縁組織・志縁組織に加え、社会貢献活動を行う企業・事業者、京都の都市特性である大学、寺社なども、地域社会を支える主体としての役割を担い、これらの多様な主体が重層的につながる仕組みづくりが必要となっています。

このため、多様な主体の連携強化や行政との協働の推進、まちづくり活動への支援に取り組みます。

(1) 地域における多様な活動主体の交流・連携の促進

地域における様々な課題を解決し、より良い地域とするためには、多種多様な知恵や技術を有した様々な活動主体が交流・連携し、共に地域課題の解決を目指す必要があります。

このため、市民の主体的なまちづくり活動と行政との協働の仕組みづくりを行いながら、地域に応じた支援を行い、地域における幅広い市民同士や市民と行政のネットワークの形成を促す取組を進めます。

ア 地域における幅広い分野の活動主体の活動をつなげるネットワークづくりの推進 [施策番号 20]

地域において活動している幅広い活動主体同士の協働を推進するため、これまでから地域で活動している組織や新しい活動グループなど、地域づくりにかかわる人々が、結び付き、柔軟性のある効率的なネットワークを形成できるよう、各主体が交流し、共通の課題に取り組むきっかけとなる事業等を実施します。

<重点的な取組>

① 「協働の日（仮称）」の創設 **新規**

「協働の日（仮称）」を設け、自治会・町内会、NPO法人等の市民活動団体、企業・事業者、大学、寺社などが、まちづくり活動、ボランティア活動、企業のCSR活動（社会貢献活動）、行政との協働事業などに重点的に取り組んだり、NPO法人等の市民活動団体に対する寄付の募集を呼び掛けるなどの取組を実施します。

② エリアマネジメント組織によるまちづくりの推進 **新規**

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、地域にかかわる関係者が主体的に役割分担と合意形成を図りながら取組を進める「エリアマネジメント」組織の設立や運営の支援に取り組みます。

トピックス

岡崎地域活性化に向けたエリアマネジメント組織の設立

③ 多様な主体をつないで実施する事業への支援の充実 **充実**

多様な主体をつないで実施する事業に対して後援や共催を行ったり、事業や活動に関する情報を積極的に発信するなどにより、多様な主体をつないで取り組む事業の支援を充実します。

④ 「学生 Place⁺」(学生の活動拠点)を拠点とした「輝く学生応援プロジェクト」による学生の活動への総合的な支援 **充実** (一部再掲)

「学生 Place⁺」(学生の活動拠点)を拠点に、京都のまちの活性化につながる活動を行う学生団体に対して、ミーティング・交流スペースの提供、コーディネーターによる助言等活動団体へのサポートや、団体の公共的活動に対する助成・表彰等の支援を行い、学生のまちづくり活動を支援します。また、「むすぶネット」(学生地域連携ネットワーク)により、学生の活動と地域のイベント等とのマッチングを図り、地域との連携を促進します。また、これらの活動が、社会や大学への評価につながっている事例を紹介します。

イ 市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進とルール確立 [施策番号 21]

地域において活動している幅広い活動主体同士の協働を推進するため、これまでから地域で活動している組織や新しい活動団体など、地域まちづくりにかかわる人々が、結び付き、柔軟性のある効率的なネットワークを形成できるように、各主体が交流し、共通の課題に取り組むきっかけとなる事業等を実施します。また、これまでの協働の取組の成果を生かして、今後の協働のあり方を市民主体で考える取組を実施します。

<重点的な取組>

① 協働事業提案（公募型事業提案）制度の充実 **充実**

NPO法人等の市民活動団体からの企画提案によるものや、本市からの企画提案による協働事業を推進していきます。

② 「京都市基本計画」や「各区基本計画」に沿って実施する施策・事業における協働の推進 **充実**

「市基本計画」や「区基本計画」に沿って実施する施策・事業において、NPO法人等の市民活動団体などとの協働を積極的に推進します。

③ 協働のルールや指針などを市民主体で考える取組の検討・実施 **新規**

まちづくり活動を担う主体同士の協働や行政との協働を進めるためのルールや指針を、それを担う主体が議論を重ねて決める取組を検討し、実施します。具体的には、多くの市民の参加を得て、NPO法人等の市民活動団体と行政とが協働を進めるに当たってのそれぞれの役割や責任について共通認識を持つための協働のルールである「コンパクト」を、新たに全市的に適用できるものとしてつくることなども想定されます。

「コンパクト」とは

行政とNPO法人等の市民活動団体との間で作られた協働のルールのこと、行政とNPO法人等の市民活動団体双方が協働する際に遵守すべきルールをあらかじめ定めた紳士協定です。京都市では、市民活動総合センターの管理運営に関して指定管理者との間で締結しており、他の自治体においても取り組まれている事例があります。

ウ 区役所の機能強化と行政区単位での取組の推進 [施策番号 22]

市民と行政の最も身近な接点となる区役所において、個性と魅力ある地域づくりの拠点として、地域の主体的なまちづくり活動を支援します。また、市民の知恵と力を生かすことができるよう、情報の受発信機能を強化するとともに、様々な活動主体と協働した取組を進めます。

<重点的な取組>

① 多様な公的機関の連携の強化 **充実**

本庁・区役所間、区役所内のほか、社会福祉協議会など公的機関の連携を強化し、地域課題への対応の充実を図ります。既存の連絡会議などを生かして地域課題の解決に生かしていきます。

② 「まちづくりアドバイザー」の充実 **充実**

まちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所の職員とともに、区民の自主的な活動への支援や、区役所・支所における「まちづくり事業」全般の企画・運営への助言を行う「まちづくりアドバイザー」を充実します。

③ 庁内における経験共有の場の充実 **充実** [再掲 (P. 27 参照)]

④ 市民活動や協働の事例などを学ぶ研修の実施 **新規**

[再掲 (P. 27 参照)]

⑤ 市民参加を体験する機会の充実 **充実** [再掲 (P. 27 参照)]

⑥ 市民参加を促進する研修の充実 **充実** [再掲 (P. 27 参照)]

エ まちづくりに関する情報を集約した窓口の充実 [施策番号 23]

まちづくり活動に関する情報を蓄積し、公開するとともに、相談する窓口や参考となる情報の所在を分かりやすく周知して、市民の利便性の向上を図ることで、市民のまちづくり活動を支援します。

<重点的な取組>

① 区役所・支所と市民活動総合センターなどとの連携の強化 **充実**

地域のまちづくり活動の窓口となる区役所まちづくり推進課が、市民活動総合センターをはじめとする分野別センターの情報を共有することで情報の受発信機能を強化します。また、必要に応じて市民活動総合センターなどへつながることで、市民活動や組織運営を支援していきます。

② 事例の蓄積とその公開 **充実**

地域の課題を行政も含めた様々な主体が協働して解決を図った事例などを、市民活動総合センターなどに蓄積して、それを広く公開して、これから課題解決に向けて取り組もうとするときの参考として活用できるようにします。

(2) 自主的な活動を始めるための環境づくり

地域のまちづくりや公共的な課題に対する市民一人一人の「思い」を育て、自主的な活動へとつなげていくためには、地域における課題や目標を発見し、それらについて学ぶ場や機会があることが重要です。

このため、それぞれの活動の状況や段階に応じて、まちづくり活動の情報や知識を得る機会を創出し、活動拠点等を提供することで意識の醸成を図り、より多くの市民や団体が自主的な活動に携わることのできる環境づくりを行います。

ア 活動につながる情報や知識を得る機会の提供 [施策番号 24]

市民が地域や市政に関する課題や目標を発見し、まちづくりに気軽に参加できる環境をつくるため、まちづくりに関する基礎的な情報等を幅広く紹介するなど、まちづくり活動の情報や知識を得られる機会を提供します。

イ 活動の拠点となる身近な活動場所の確保 [施策番号 25]

市民の自主的なまちづくりが継続性を持って活動できるよう、地域の身近で馴染みのある施設等に市民が自由に利用できる場所を提供したり、まちづくり活動や市民の交流のための場所の確保を進めます。

活動、交流の場の提供の例

- キャンパスプラザ京都（学生 Place+）
- 青少年活動センター
- 市民活動総合センター、いきいき市民活動センター
- 景観・まちづくりセンター
- 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）
- 学校ふれあいサロン など

ウ 活動に必要な資機材等の提供 [施策番号 26]

より多くの市民が主体的に活動に携わることができるよう、活動を行うために必要な資機材を提供するなど、気軽に資機材を使用できる環境を整える取組を進めます。

物品の配備や活動助成の例

- まちの美化実践活動助成の実施
- 街路樹サポーター制度の実施
- 公園愛護協力会制度の実施
- 子ども見守り隊への物品等の配備 など

(3) 市民力・地域力を高める取組への支援

市民主体のまちづくりを進めるためには、活動を行っている市民や団体等が、その持てる力を十分に発揮することができる環境を整え、実践的な活動を通じて、市民力・地域力を更に高めていくことが必要です。

このため、活動に役立つ情報提供・相談等の支援、知識・経験を深める機会や場の提供のほか、活動を進めるための必要な人材の育成や活動に必要な資金が活動を行っている市民や団体等に流れる仕組みづくりなどの支援を行います。

ア 活動に役立つ情報提供・相談等の支援 [施策番号 27]

活動を行う際に役立つ情報を幅広く収集し、誰もが自由に入手・閲覧できる環境づくりを進めるとともに、活動がスムーズに展開できるよう講座等を通じて、知識を得る機会を提供します。

また、専門家等を派遣することで、活動に関する具体的な相談に応じ、活動を通じて発生する様々な高度で専門的な問題の解決を実現するための支援を行います。

<重点的な取組>

- ①「学生 Place+」（学生の活動拠点）を拠点とした「輝く学生応援プロジェクト」による学生の活動への総合的な支援 **充実**（〔再掲（P. 30 参照）〕）

イ 活動に関する知識・経験を深める機会や場の提供 [施策番号 28]

まちづくりに主体的にかかわろうとする意識を醸成するため、市民同士が交流できる機会や場を設け、まちづくりの活動事例等を分かりやすく伝えるなど、市民のまちづくり活動の活性化を促す機会を提供します。

ウ 活動を進めるために必要な人材の育成 [施策番号 29]

活動を活性化させ、充実したものとするため、講座や講演会等を通じて、活動の段階に応じた知識や経験が得られる機会を設け、自主的な活動を支える人材を育成する取組を進めます。

<重点的な取組>

① 活動を支える地域のリーダーやコーディネーター、ボランティアの育成 充実

まちづくり活動を支え、その核となるリーダーやコーディネーター、ボランティアの活動を支援する研修や講習会などに取り組みます。これまであまり行われてこなかった自治会・町内会に関する研修として、自治会・町内会の役員交代の時期に合わせて、新規役員のためのセミナーなどを実施します。

リーダー、コーディネーター、ボランティア育成の例

- 「こどもエコライフチャレンジ推進事業」におけるボランティアの育成
- 環境ボランティア「エコメイト」、地域リーダー「京エコサポーター」の育成
- 京都市地域ITアドバイザーの活動支援
- 青少年の市民活動促進事業の実施
- 消費生活に関するリーダー育成事業の実施
- 観光ボランティアの推進
- 市民と耕す農業支援事業の推進
- 「景観・まちづくり大学」の実施
- 自主防災リーダー、防火アドバイザー、文化財レスキューリーダーの養成
- 学生消防サポーターの養成
- 「学校ボランティア」学校サポート事業の実施
- 図書館ボランティアの養成
- 総合育成支援教育ボランティアの推進

エ 民間の資金を活動に生かす資金の流れの仕組みづくり

[施策番号 30]

民間の資金をまちづくり活動に生かすことのできる流れを作ることによって、資金面での支援、援助という形での参加の仕組みの充実を図ります。また、国の税制改正に合わせて、ふるさと寄付金によるNPO法人等への支援を検討します。

<重点的な取組>

① 民間の資金を生かした資金面での支援 **新規**

市内で行政、NPO法人等の市民活動団体、民間のファンドなどと共同で、市民や企業・事業者などにまちづくり活動への寄付を呼び掛けるキャンペーンを実施したり、売上金の一部をNPO等の市民活動団体へ寄付をする商店街ぐるみの取組を支援するなど、民間の資金をまちづくり活動に生かす取組を実施します。

オ 活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援 [施策番号 31]

活動を充実した継続性のあるものとするため、活動を広げるうえで必要な資金等の助成を行うとともに、融資制度等に関する情報の収集・提供などを行います。

<重点的な取組>

① 人件費を積算した補助金、助成金の仕組みの検討 **新規**

NPO法人等の市民活動団体の事業に対する補助金、助成金のうち、それぞれの事業の趣旨により、人件費を積算する必要がある事業に対しては、人件費を積算する仕組みを検討します。

トピックス

NPO等への公的な補助金には、人件費が積算されない例が数多くあります。この要因として、日本では、「NPO＝ボランティア＝無償での活動」というイメージが定着しているように思われます。

NPOは「非営利」ですが、これは労働の対価を受け取らないということではありません。したがって、公的な補助金等のうち人件費を積算すべき事業に対しては、行政がその仕組みを率先して導入すべきであると「市民参加推進フォーラム」からの提言で指摘されています。

このことで、質の高いサービスを提供できるNPOが育ち、継続して行政との協働も進むことが期待されます。

3 情報の提供・公開と共有

市民が市政やまちづくり活動に参加するためには、行政が徹底した市民目線に立って、市民が求める情報を公開するとともに、的確で分かりやすい市政情報を提供することが必要です。

市政やまちづくり活動についての情報に対する市民の関心は高く、行政はそれにこたえていくことが必要ですが、費用対効果等を十分に考慮しながら、情報に関する市民のニーズを見分け、的確に提供できるよう情報を整理していくことが必要です。「市民しんぶん」等の紙媒体やインターネットなどの電子媒体など複数の情報発信の手段を活用するとともに、区役所など身近で立ち寄りやすい施設での情報提供を強化するなど、市民参加に積極的な市民だけではなく、あらゆる市民に情報が伝わるよう、きめ細やかな情報提供を行います。

また、市民同士や市民と行政とが市政やまちづくりに関する情報を共有し、地域等における課題や思いを共有することは、「参加と協働」によるまちづくりを進めるうえで、大変重要な要素となります。

市民同士がお互いの課題や思いを気軽に話し合い、学び合える場を提供するとともに、市民と市職員の交流を促し、お互いが持っている情報や知識を交換できる環境づくりを進めます。

(1) 情報提供・公開における手法の充実

本市から発信する情報は、誰もが簡単に必要な情報を入手できるようにすることが必要です。また、その手法は、ユニバーサルデザインの視点に立って、高齢者、障害のある人、子ども、外国籍市民など様々な立場の市民に配慮したものでなければなりません。

このため、印刷物等の紙媒体やインターネットなど複数の情報発信の手法を活用するなど、市民が知りたい情報を的確に入手できるようにするための情報提供の手法の充実を進めます。

ア 制度の周知を図るとともに、関心のある市民をつなぎとめる情報発信の工夫 [施策番号 32]

市政参加の制度の周知に努めるとともに、市政参加や市民のまちづくり活動に関して、市民が必要とする情報を届け、また、市民がその情報にたどり着けるよう、情報提供の更なる工夫に努めます。

<重点的な取組>

- ① リーフレット、本市公式サイト「京都市情報館」など各種広報媒体を活用した市政参加の制度の周知の充実 **新規** [再掲 (P. 17 参照)]
- ② アンケートや事業への協力者等を対象とした市政への参加の情報を届けるための登録制度の実施 **新規** [再掲 (P. 18 参照)]

イ 市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実 [施策番号 33]

市民から見て分かりやすく読みやすい市政情報誌や印刷物等を活用した、高齢者、障害のある人、子ども、外国籍市民など様々な立場の市民に配慮した情報提供の充実を図ります。

ウ インターネットを活用した情報提供の充実 [施策番号 34]

市政情報を迅速に発信するため、本市公式サイト「京都市情報館」及び各局区等のホームページの見やすさ、使いやすさの向上を図りつつ、更なる内容の充実に取り組みます。

<重点的な取組>

- ① 汎用性が高く利用者の多いインターネットツールを活用した情報発信の充実 **充実** [再掲 (P. 19 参照)]

エ コールセンター機能を活用した情報提供の推進 [施策番号 35]

市民の求めている情報が、様々な手段で簡単に入手できるよう、コールセンターの機能を更に充実させ、市民が求める情報の的確な提供に努めます。

オ 情報公開に関する取組の充実 [施策番号 36]

市政運営の透明性の向上を図るため、情報公開制度や公の施設の指定管理者及び外郭団体に係る情報公開に関する取組を充実します。

(2) 市民の目線、動線に沿った情報提供の取組の充実

あらゆる立場の市民にわかりやすく情報を伝えるためには、市が収集した情報を整理し、内容を精査したうえで、市民の目線や動線に沿って、情報を提供することが必要です。

このため、市民が得たい情報を気軽に得られるよう、情報を提供する場所や方法を工夫するなど、必要とされる情報を的確に伝えるための取組を進めます。

ア 市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実

[施策番号 37]

市民の目線、動線に応じた提供を行うことにより、情報を求めている市民や必要な情報をお知らせすべき市民に、確実に情報が届くよう工夫を図ります。

また、市民に最も身近な区役所・支所をはじめ、図書館など市民が日常的に立ち寄る公共施設を活用した市政情報の提供を更に推進します。

<重点的な取組>

① 転入した市民向けの「市民参加ガイド」の作成 **新規**

区役所・支所で配布をしている「暮らしのてびき」を活用するなどして、転入した市民向けに市政情報の取得方法や市政参加の方法、地域のまちづくり活動への参加の方法など、生活に役立つ情報を掲載した冊子を配布し、本市での生活に早く馴染みやすくすることで、参加しやすい環境を整備します。

イ 市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり [施策番号 38]

市民の意見や提案がどのように市政に反映され、生かされたかを確実に伝えるため、制度の改善や新たな仕組みづくりを進めます。

ウ 効率的で迅速な情報提供を行うため情報の整理 [施策番号 39]

効率的で迅速な情報提供を行うため、広範な市政情報やまちづくり情報を体系的に整理する取組や仕組みづくりを進めます。

(3) 情報を共有する取組の充実

市民参加を進めていくためには、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、市政や地域に関する課題や思いを共有し、話し合い、学び合うことで、市民と市職員の信頼関係を築くことが重要です。

このため、課題やテーマに沿った学習機会や意見交換の場を設けるなど、市民同士や市民と市職員が語り合い、相互に理解を深める取組の充実を図ります。

ア 市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組

[施策番号 40]

市民の市政やまちづくりに関する理解を深めるため、市職員が市民の身近な場所や地域に出向いて解説するなど、市職員が積極的に市民と接点を持ち、市政やまちづくりに関する理解を深め合う取組を更に進めます。

<重点的な取組>

- ① 学校現場での「市政出前トーク」の活用や「市政出前トーク」の子ども向けテーマの充実 **充実** [再掲 (P. 26 参照)]

イ 市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供

[施策番号 41]

市民と市職員が市政や地域に関する課題や思いを共有するため、市民と市職員が学習機会や課題共有の場を通して交流し、理解を深める機会や場づくりを進めます。

第5章 計画を着実に進めるための推進体制

市民参加推進計画は、市会との連携を十分に図りながら、市民と行政がそれぞれの役割の下に協働することを前提として策定したものであり、適宜、効果検証を行いながら、計画に掲げる取組を着実に実行していくことが最も重要です。

このため、各所属で蓄積されている市民参加に関する事例やノウハウの共有を図るなど、各局区等の政策・施策の融合や連携強化を進めます。

また、職員研修や市民との交流の機会を通して、より一層市民の市政参加やまちづくり活動に対する市職員の意識改革を進め、能力の向上を図り、市民と共に汗する「参加と協働」による市政運営を庁内に確実に浸透させます。

ア 市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり [施策番号 42]

市民参加に関する施策を総合的、効果的に推進し、更なる市民参加の取組の活性化を図るため、市長を議長とし、各局区長等で構成する市民参加推進会議などを定期的で開催し、関係部局間の連携を強化します。

また、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、職員の市民感覚を養い、市民参加の推進に必要なマネジメント能力を向上させるための研修の推進や、市民と直接接する事業実施部門が市民ニーズに迅速かつ的確に対応するために局区運営機能の強化と、行政の縦割りを排した政策・施策の「融合」の推進、これまで行ってきた先進的な市民参加の取組の経験やノウハウの庁内での継承などを進めます。

<重点的な取組>

① 「職員のための市民参加推進の手引き（仮称）」の作成 **新規**

市民参加は、市政運営の根幹であり、全庁一丸となってこれを推進していく必要があることから、市民参加の理念、実務上のルール、ノウハウやコツなどを盛り込んだ「職員のための市民参加推進の手引き（仮称）」を作成します。

② 庁内における経験共有の場の充実 **充実** [再掲（P. 27参照）]

③ 市民活動や協働の事例などを学ぶ研修の実施 **新規**

[再掲（P. 27参照）]

④ 市民参加を体験する機会の充実 **充実** [再掲（P. 27参照）]

⑤ 市民参加を促進する研修の充実 **充実** [再掲（P. 27参照）]

イ 分野別センターとの連携 [施策番号 43]

より多様で専門的な市民ニーズに対応できるよう、市民活動総合センターや景観・まちづくりセンターなど、専門的なノウハウや情報を持っている分野別センター同士の連携を進めるとともに、庁内における情報共有を進めます。

<重点的な取組>

- ① 区役所・支所と市民活動総合センターなどとの連携の強化 **充実**

[再掲 (P. 33 参照)]

ウ 市民参加推進フォーラムの運営 [施策番号 44]

本市の市民参加の推進に向けた取組を着実に推進し、市民にとって最適なものとするため、市民や学識経験者等により組織されている「市民参加推進フォーラム」を引き続き運営し、助言や提案を受けながら市民参加の取組を推進します。

また、市民参加推進フォーラムと本市が連携し、まちづくり活動を行うために必要なノウハウやコツをわかりやすく市民に伝えるための取組や市民同士が市民参加について意見交換のできる場や機会の提供を行います。

<重点的な取組>

- ① 協働のルールや指針などを市民主体で考える取組の検討・実施 **新規**

[再掲 (P. 31 参照)]

エ 計画の進捗管理 [施策番号 45]

計画をより実効あるものとするため、定期的に市民参加の取組を取りまとめ、その進捗状況を明らかにするとともに、市民にわかりやすく伝える取組を進めます。

第6章 実施事業

実施事業のうち、★は重点取組を表す。

1 市民の市政への参加の推進

19施策・63事業

(1) 政策・施策の形成過程の見える化(可視化)

施策	新規	実施事業名	担当局区等
1 施策・事業ごとの参加手法及び市民の声を市政に届ける制度の流れの公表			
	○	★施策・事業ごとの市政への参加手法の公表	総合企画局
	○	★リーフレット、本市公式サイト「京都市情報館」など各種広報媒体を活用した市政参加の制度の周知の充実	総合企画局

(2) 市民に必要な情報を届け、たどり着く情報提供の促進

施策	新規	実施事業名	担当局区等
2 市政に関心を持つ市民を参加につなげる取組の推進			
	○	★アンケートや事業への協力者等を対象とした市政への参加の情報を届けるための登録制度の実施	総合企画局
3 参加の制度を知らない市民や時間のない市民を参加につなげるための情報を届ける取組の推進			
		★汎用性が高く利用者の多いインターネットツールを活用した情報発信の充実	総合企画局 各局区等
	○	★リーフレット、本市公式サイト「京都市情報館」など各種広報媒体を活用した市政参加の制度の周知の充実[再掲]	総合企画局

(3) 市民ニーズを把握し、政策・施策に結び付ける仕組みの拡充

施策	新規	実施事業名	担当局区等
4 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実			
		アンケート、モニター調査の拡充	各局区等
		インターネットで、市民意見を聴取するシステムの活用	各局区等
		「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」に即した政策評価に係る市民生活実感調査の実施	総合企画局
5 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進			
		アンケート、モニター調査等の実施結果の公表	各局区等
		本市公式サイト「京都市情報館」を活用したパブリック・コメントに係る総括情報の発信	各局区等
		市政情報総合案内コールセンターの運営・機能の充実	総合企画局
		市民参加データベースの充実	総合企画局
6 「課題の抽出」段階からの市民参加の推進			
	○	★無作為抽出で選んだ市民による議論の実施	総合企画局
	○	★市民主体の組織の合同による「課題抽出」の議論の実施	総合企画局

○	★一人一人の声を共有し、地域内で話し合う場づくりへの支援(「協働井戸端会議(仮称)」)の推進	総合企画局
---	--	-------

(4) より参加しやすい審議会等の運営の促進

施策	新規	実施事業名	担当局区等
7 審議会等の公開の推進と運営の改善			
		公開可能なすべての審議会等の公開	各局区等
		「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」の活用	各局区等
		本市公式サイト「京都市情報館」を活用した審議会等に係る総括情報の発信	各局区等
8 審議会等委員の公募の推進			
		市民公募委員の拡充	各局区等
		「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」の活用[再掲]	各局区等
		市民公募委員が交流する「市民公募委員サロン」の開催	総合企画局
9 幅広い市民層からの審議会等委員への参加推進			
		「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」の活用[再掲]	各局区等
		「審議会等への女性の登用推進のための特別活動要綱」に基づく取組の促進	文化市民局
		庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供	文化市民局

(5) 市政運営の各過程での参加の仕組みの充実

施策	新規	実施事業名	担当局区等
10 政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実			
		パブリック・コメント制度の的確な運用・実施	各局区等
		公開フォーラムなどの実施	各局区等
		企業や団体を対象にした意見聴取の実施	各局区等
11 市民と課題や思いを共有し、事業実施に生かすための取組の推進			
		ワークショップの活用	各局区等
		「未来まちづくり100人委員会」の取組の推進	総合企画局
		市民参加データベースの充実[再掲]	総合企画局
12 事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保			
		事業の実施における団体や企業等が参加する推進組織の拡充	各局区等
		市民共汗サポーターによるイベントの企画、運営	各局区等
		エコドライブ推進事業所の登録の推進	環境政策局
		友・遊・美化パスポート事業の推進	環境政策局
		「京のアジェンダ21フォーラム」の取組の推進	環境政策局
		京都市ごみ減量推進会議の取組の推進	環境政策局
		京都市まちの美化推進事業団の取組の推進	環境政策局
		市民しんぶんの企画などへの市民参加の推進	総合企画局

		「未来まちづくり100人委員会」の取組の推進[再掲]	総合企画局
		市民ボランティア「京(みやこ)・輝き隊」の活動への支援	都市計画局
		地域との協働による放置自転車対策の推進	建設局
		学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置校の拡大	教育委員会
		学校評議委員制度の充実	教育委員会
13 財政面からの市民の参加の促進			
		住民参加型市場公募債「京都浪漫債」の発行	行財政局
		「だいすきっ！京都。寄付金」の周知	行財政局
		「世界遺産・二条城一口城主」の周知	文化市民局
14 誰もが参加しやすい環境の整備			
		★審議会、ワークショップなどでの手話通訳、要約筆記、託児等の充実	各局区等
		★インターネットを活用したシンポジウムや審議会等の動画配信の実施	各局区等
15 インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保			
		★インターネットを活用したシンポジウムや審議会等の動画配信の実施[再掲]	各局区等
		インターネットで、市民意見を聴取するシステムの活用[再掲]	各局区等
16 公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進			
		公の施設への指定管理者制度の導入の促進	各局区等
		公の施設への運営協議会等の設置促進	各局区等
		公の施設における利用者アンケートの実施	各局区等
17 市民の意見を施策・事業の点検・評価に生かす取組の推進			
		「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」に即した政策評価に係る市民生活実感調査の実施[再掲]	総合企画局
		事務事業評価サポーター制度の実施	行財政局
		学校評価システムの充実	教育委員会

(6) 参加を担う人材育成

施策	新規	実施事業名	担当局区等
18 次世代の社会を担う学生や子どもが市民参加や協働を学ぶ取組の充実			
	○	★学生に対する市政への参加の積極的な周知	総合企画局
		★学校現場での「市政出前トーク」の活用や「市政出前トーク」の子ども向けテーマの充実	総合企画局
	○	青少年モニター制度の実施	文化市民局
19 市政参加を担う市職員の育成の推進			
		★市民参加を促進する研修の充実	行財政局
		★庁内における経験共有の場の充実	総合企画局
	○	★市民活動や協働の事例などを学ぶ研修の実施	総合企画局
		★市民参加を体験する機会の充実	総合企画局

2 市民のまちづくり活動の活性化

12施策・94事業

(1) 地域における多様な活動主体の交流・連携の促進

施策	新規	実施事業名	担当局区等
20 地域における幅広い分野の活動主体の活動をつなげるネットワークづくりの推進			
		★多様な主体をつないで実施する事業への支援の充実	各局区等
○		★エリアマネジメント組織によるまちづくりの推進	各局区等 総合企画局
○		低炭素のモデル地区「エコ学区」事業の実施	環境政策局
○		★「協働の日(仮称)」の創設	総合企画局 文化市民局
		★「学生Place+(プラス)」(学生の活動拠点)を拠点とした「輝く学生応援プロジェクト」による学生の活動への総合的な支援[一部再掲]	総合企画局
		「学まちコラボ事業(大学地域連携モデル創造支援事業)」の実施	総合企画局
○		学区の安心安全ネット継続応援事業の実施	文化市民局
		地域の安心安全ネットワーク形成事業の実施	文化市民局 各区
		幅広い分野の市民活動の交流の場の提供, 連携・協働事業の展開	文化市民局
		「おやじの会」の実施・充実	教育委員会
		「みやこ子ども土曜塾」の実施・充実	教育委員会
		地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施	教育委員会
21 市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進とルール確立			
		★協働事業提案(公募型事業提案)制度の充実	各局区等
		★「京都市基本計画」や「各区基本計画」に沿って実施する施策・事業における協働の推進	各局区等
○		★協働のルールや指針などを市民主体で考える取組の検討・実施	総合企画局
		NPO・市民活動団体と行政との協働推進のための情報提供	文化市民局
		文化芸術に関する市民活動の活性化を図る取組の推進	文化市民局
		京(みやこ)・地域福祉パイロット事業の実施	保健福祉局
		地元主導・地元との「共汗」による学校統合の推進	教育委員会
		歴史都市・京都から学ぶ「ジュニア日本文化検定」の実施	教育委員会
22 区役所の機能強化と行政区単位での取組の推進			
		★多様な公的機関の連携の強化	各局区等
		「各区基本計画」の推進に当たっての市民参加の推進	各区
		個性あふれる区づくり推進事業の推進(各区まちづくり活動支援事業)	各区
		各区福祉事務所, 保健センターなどにおける区民参加型事業の実施	各区
		★市民参加を促進する研修の充実[再掲]	行財政局
		★庁内における経験共有の場の充実[再掲]	総合企画局
○		★市民活動や協働の事例などを学ぶ研修の実施[再掲]	総合企画局

	★市民参加を体験する機会の充実	総合企画局
	★「まちづくりアドバイザー」の充実	文化市民局
	学区・町内等に対する防災指導責任者・防災指導員の配置	消防局
	「人づくり21世紀委員会」の取組の推進	教育委員会
23 まちづくりに関する情報を集約した窓口の充実		
	★区役所・支所と市民活動総合センターなどとの連携の強化	文化市民局
	★事例の蓄積とその公開	文化市民局

(2) 自主的な活動を始めるための環境づくり

施策	新規	実施事業名	担当局区等
24 活動につながる情報や知識を得る機会の提供			
		「市民しんぶん」、本市公式サイト「京都市情報館」等による市政情報の提供	各局区等
		「市民参加カレンダー」による市民参加情報の提供	各局区等
		市民共汗サポーターをはじめとしたボランティア募集情報の提供	総合企画局 各局区等 各分野別センター
		「京都市政出前トーク」の充実	総合企画局
		「文化ボランティア」の登録及び通信誌「文化ボランティアきょうと」発行による情報提供	文化市民局
25 活動の拠点となる身近な活動場所の確保			
		キャンパスプラザ京都(学生Place+)	総合企画局
		青少年のグループ活動等の場の提供	文化市民局
		市民活動団体等への活動の場の提供	文化市民局
	○	「いきいき市民活動センター」の開設、運営	文化市民局
		「子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)」の運営	保健福祉局
		景観・まちづくりセンター	都市計画局
		「学校ふれあい手作り事業」の実施	教育委員会
		「学校ふれあいサロン」の運営	教育委員会
		「学校コミュニティプラザ」事業の実施	教育委員会
26 活動に必要な資機材等の提供			
		まちの美化実践活動助成の実施	環境政策局
		街路樹サポーター制度の実施	建設局
		公園愛護協力会制度の実施	建設局
		子ども見守り活動への物品等の配備	教育委員会

(3) 市民力・地域力を高める取組への支援

施策	新規	実施事業名	担当局区等
27 活動に役立つ情報提供・相談等の支援			
		★「学生Place+（プラス）」（学生の活動拠点）を拠点とした「輝く学生応援プロジェクト」による学生の活動への総合的な支援[再掲]	総合企画局
		市民活動に関する情報提供・各種相談	文化市民局 各分野別センター
		文化芸術に関する市民活動への情報提供等の支援	文化市民局
		高齢者仲間づくり支援事業の実施	保健福祉局
		まちづくり専門家の派遣	都市計画局
28 活動に関する知識や経験を深める機会や場の提供			
		市民共汗サポーター交流会の実施	総合企画局
		市民憲章の広報・啓発	総合企画局
29 活動を進めるために必要な人材の育成			
		★活動を支える地域のリーダーやコーディネーター、ボランティアの育成	各局区等
		こどもエコライフチャレンジ推進事業の実施	環境政策局
○		★学校現場での「市政出前トーク」の活用や「市政出前トーク」の子ども向けテーマの充実[再掲]	総合企画局
		京都市地域ITアドバイザーの活動支援	総合企画局
		青少年の市民参加促進事業の実施	文化市民局
		地域のリーダーを育成する取組の実施	文化市民局
		市民活動に関する各種講座の開催	文化市民局 各分野別センター
		消費生活に関するリーダー育成事業の実施	文化市民局
○		スポーツボランティア制度の創設	文化市民局
		観光ボランティアの育成	産業観光局
		市民と耕す農業支援事業の推進	産業観光局
		精神保健福祉ボランティアの養成	保健福祉局
		認知症安心サポーターの養成	保健福祉局
		健康づくりサポーターの養成	保健福祉局
		食育指導員の養成	保健福祉局
○		美観メイクアーティストの養成	都市計画局
		「景観・まちづくり大学」の実施	都市計画局
		学生消防サポーターの養成	消防局
		自主防災リーダー、防火アドバイザー、文化財レスキューリーダーの育成	消防局
		防火防災指導の実施	消防局
		救命(普通・上級)講習, 応急手当普及員講習の実施	消防局
		少年消防クラブの指導等幼少年に対する防火防災教育の実施	消防局

	「学校ボランティア」学校サポート事業の実施	教育委員会
	博物館ふれあいボランティアの養成	教育委員会
	図書館ボランティアの養成	教育委員会
	総合育成支援教育ボランティアの推進	教育委員会
30 民間の資金を活動に生かす資金の流れの仕組みづくり		
○	★民間の資金を生かした資金面での支援	総合企画局 文化市民局
	市民活動に関する助成金情報の収集・提供	文化市民局
31 活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援		
	個性あふれる区づくり推進事業の推進(各区まちづくり活動支援事業)[再掲]	各区
	法人市民税均等割の課税免除の実施(収益事業を行わない場合)	行財政局
○	★人件費を積算した補助金, 助成金の仕組みの検討	総合企画局
	集会所新築等補助の実施	文化市民局
	市民活動に関する助成金情報の収集・提供	文化市民局 保健福祉局
	「京町家まちづくりファンド」による京町家改修助成	都市計画局
	まちづくり活動助成	都市計画局
	自主防災組織活動に対する助成	消防局

3 情報の提供・公開と共有 10施策・28事業

(1) 情報提供・公開における手法の充実

施策	新規	実施事業名	担当局区等
32 制度の周知を図るとともに、関心のある市民をつなぎとめる情報発信の工夫			
	○	★リーフレット, 本市公式サイト「京都市情報館」など各種広報媒体を活用した市政参加の制度の周知の充実[再掲]	総合企画局
	○	★アンケートや事業への協力者等を対象とした市政への参加の情報を届けるための登録制度の実施[再掲]	総合企画局
33 市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実			
		「わかりやすい印刷物のつくり方」を活用した印刷物のユニバーサルデザイン化の推進	各局区等
		「市民しんぶん」の企画の充実	総合企画局 各区
34 インターネットを活用した情報提供の充実			
		「市民参加カレンダー」による市民参加情報の提供[再掲]	各局区等
		分野別センター等のメールマガジンの充実・活用	各局区等
		本市公式サイト「京都市情報館」を活用した審議会等に係る総括情報の発信[再掲]	各局区等

	本市公式サイト「京都市情報館」を活用したパブリック・コメントに係る総括情報の発信[再掲]	各局区等
	★汎用性が高く利用者の多いインターネットツールを活用した情報発信の充実[再掲]	総合企画局 各局区等
	本市公式サイト「京都市情報館」の充実	総合企画局
	子ども向けホームページ「きょうと こども情報館」の運用など、ICT(情報通信技術)を活用した情報提供をする場合の子どもへの配慮	総合企画局
	子ども安心安全情報発信機能付PTAホームページの開設・充実支援	教育委員会
35 コールセンター機能を活用した情報提供の推進		
	「市政情報総合案内コールセンター」の運営・機能の充実	総合企画局
36 情報公開に関する取組の充実		
	公の施設の指定管理者及び外郭団体における情報公開の充実	各局
	公文書公開制度におけるICT(情報通信技術)の活用	総合企画局

(2) 市民の目線、動線に沿った情報提供の取組の充実

施策	新規	実施事業名	担当局区等
37 市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実			
		公共施設における情報提供の充実	各局区等
	○	★転入した市民向けの「市民参加ガイド」の作成	総合企画局
		「出産お祝いレター」及び「子育て応援パンフレット」お届け事業の実施	保健福祉局
38 市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり			
		パブリック・コメント制度の的確な運用・実施[再掲]	各局区等
		「市政情報総合案内コールセンター」の運営・機能の充実[再掲]	総合企画局
		「よくある質問Q&A」の充実	総合企画局
39 効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理			
		市民参加バンクの充実[充実]	総合企画局
		ホームページ作成支援システムの運用	総合企画局
		本市公式サイト「京都市情報館」の充実[再掲]	総合企画局

(3) 情報を共有する取組の充実

施策	新規	実施事業名	担当局区等
40 市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組			
		「京都市政出前トーク」の充実	総合企画局
		★学校現場での「市政出前トーク」の活用や「市政出前トーク」の子ども向けテーマの充実[再掲]	総合企画局
41 市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供			
		「公民交流セミナー」の実施	行財政局
		市民公募委員が交流する「市民公募委員サロン」の開催[再掲]	総合企画局

4 計画を着実に進めるための推進体制

4施策・19事業

施策	新規	実施事業名	担当局区等
42 市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり			
		事業実施部門への権限委譲の促進	行財政局
		★市民参加を促進する研修の充実[再掲]	行財政局
		「公民交流セミナー」の実施[再掲]	行財政局
	○	★「職員のための市民参加推進の手引き(仮称)」の作成	総合企画局
		★庁内における経験共有の場の充実[再掲]	総合企画局
	○	★市民活動や協働の事例などを学ぶ研修の実施[再掲]	総合企画局
		★市民参加を体験する機会の充実[再掲]	総合企画局
		「市民参加推進会議」の開催	総合企画局
		「市民参加庁内事例発表会」の充実	総合企画局
		市民参加に関する庁内情報誌の発行	総合企画局
		市民参加データベースの運用[再掲]	総合企画局
		庁内情報の横断的共有手段となる市役所イントラネットの推進	総合企画局
43 分野別センターとの連携			
		区役所・支所と市民活動総合センターなどとの連携の強化[再掲]	各区
		分野別センター等のメールマガジンの充実・活用[再掲]	文化市民局 各分野別センター
44 市民参加推進フォーラムの運営			
	○	★協働のルールや指針などを市民主体で考える取組の検討・実施[再掲]	総合企画局
		「市民参加推進フォーラム」の開催	総合企画局
		「市民参加円卓会議」の開催	総合企画局
45 計画の進捗管理			
		市民参加推進条例に基づく市民参加推進計画の実施計画及び実施状況についての市会への報告	総合企画局
		市民参加の取組や進捗を市民に伝えるリーフレットの作成	総合企画局

参考資料

目次

1	市民参加推進フォーラムからの提言（概要）	57
2	第2期京都市市民参加推進計画（仮称）素案に対する 市民意見と本市の見解・御意見の反映状況	60
3	市民参加関係施策の経緯	62
4	京都市市民参加推進条例	63

市民参加推進フォーラムからの提言（概要）

ここでは、平成23年2月9日に市民参加推進フォーラムから本市に提出された提言書の概要を説明しています。

市政参加

市政参加の制度は相当整ってきて、取組も蓄積されてきたが、経験した市民がまだ少ないので、活用してもらうための運用の課題がある。今後は、全体として新しい制度を構築するよりも、これまで導入した制度がその趣旨を十分果たすよう、運用や情報提供の工夫、人材の育成を行うことと、市民の関心の高い課題抽出、政策検討での参加を充実させることが必要。

- 政策・施策の形成過程の「見える化」（可視化）
- 制度を知らずに参加していない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける取組の推進
- 障害者、外国籍市民、子育て世代などが参加できる取組の充実
- 課題抽出での取組の充実 など

市民活動

市民（地縁・志縁組織）だけでなく、企業・事業者、大学、寺社などとの協働を進めることや、これら多様な主体の活動をつなぐことで、市民活動を更に活性化していくことが必要。

- 行政が各主体と協働を進める取組
- 多様な主体をつなげるための行政支援
- これからの協働社会のあり方を市民主体で考え、決める取組 など

情報提供と公開

行政は、参加を支える情報を広く多くの市民に提供・公開するとともに、市民と行政、市民同士が情報を共有できるように取り組む必要がある。特に、必要な情報を届ける・たどり着ける情報提供のため更なる工夫を。

- 市民の関心を参加へつなぐ取組の推進
- 制度を知らずに参加をしていない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける取組の推進
- 様々な参加の手段があることの市民への周知
- 転入した市民にも市民参加を促す取組の推進 など

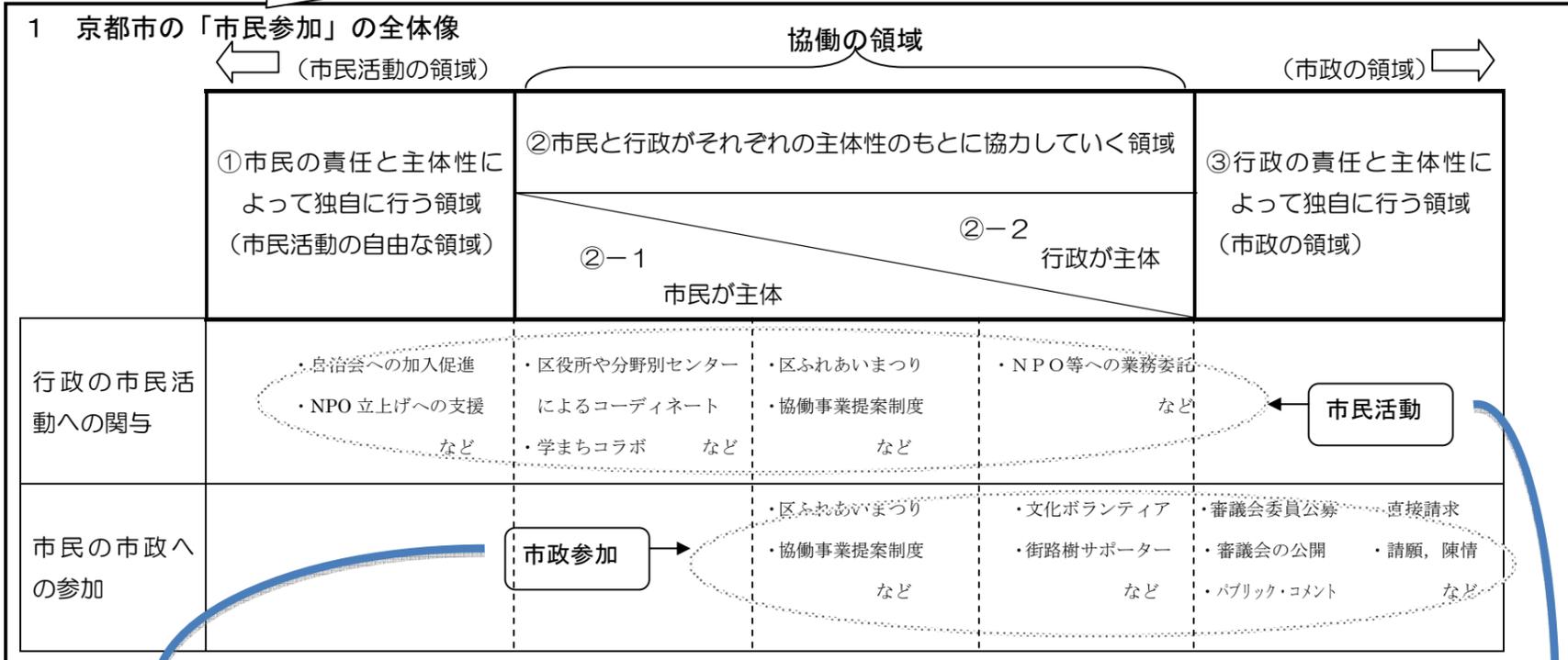
行政における庁内の推進体制

参加の意義と楽しさを知る市職員を増やす。そのために、参加を経験する機会や研修を通じ能力の向上を図るとともに、各所属や市職員に蓄積されている市民参加に関するノウハウや事例の共有化を図るなど、庁内の連携強化に向けた取組が必要。

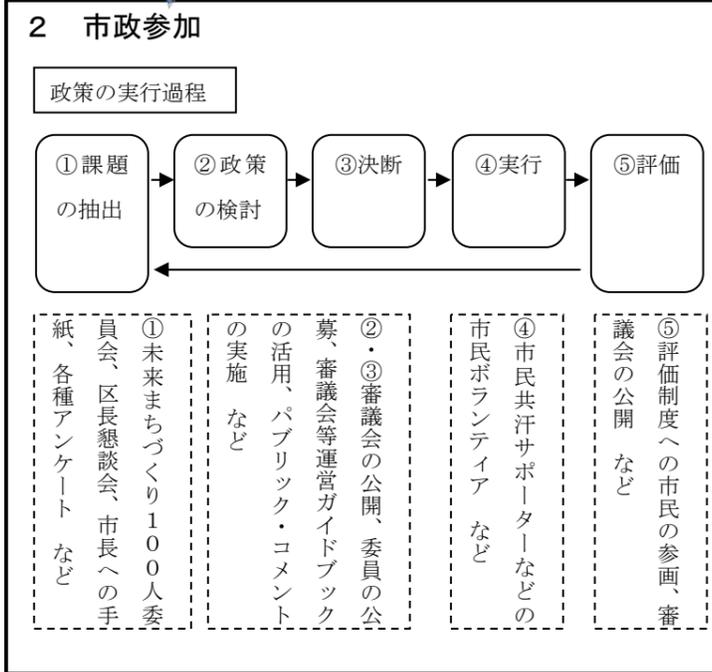
- 庁内における経験共有の場の充実
- 市民活動の事例や他都市での事例などを学ぶ研修の場の充実
- 市民参加の体験の機会の充実 など

「市民参加」とは？
 市民の市政への参加（市政参加）と市民による自主的なまちづくり（市民活動）を指します。

市民参加推進フォーラムからの提言（概要）

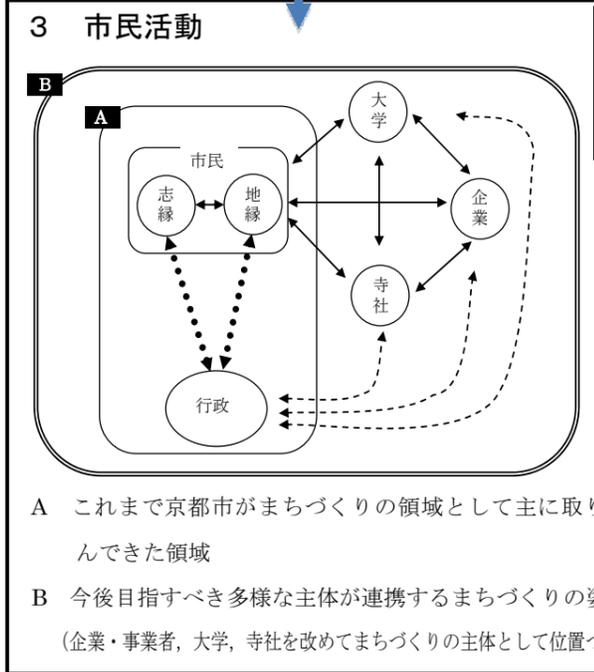


- これまでの成果**
- 市民参加の制度は相当に整い、取組を蓄積させてきた。
 - ・ 公開できる審議会はすべて公開し、市民公募委員の参画も拡大
 - ・ パブリック・コメントの着実な運用
 - ・ NPO 法人が年々増加するなど、市民活動は盛んになっている。
 - ・ 市民参加の取組を積極的に進めることを多くの市民が望んでいる。
- 今後の課題**
- 市民に市民参加の実感が乏しい。
 - ・ 市民生活実感評価では市民参加の評価が低い。
 - ・ 参加の制度についての認知はまだ高くない。
 - ・ 市民が参加したいと思ったときに的確な情報が届いていない。
 - ・ 時間がないため参加ができないという市民が増えている。
 - ・ 企画の段階での参加の仕組みの充実が必要である。
 - 地縁活動（自治会・町内会など）の担い手や後継者が不足している。
 - 地縁活動と志縁活動（NPO など）などとの連携が十分でない。
 - 参加を生かす運用がなされなければ、形式的な参加や動員になる。



市政参加の制度は相当整ってきて、取組も蓄積されてきた。今後は、全体として新しい制度を構築するよりも、これまで導入した制度がその趣旨を十分果たすよう、運用や情報提供の工夫、人材の育成を行うことと、市民の関心の高い課題抽出、政策検討での参加を充実させることが必要

- 政策・施策の形成過程の「見える化」（可視化）
施策・事業ごとの参加手法の明示 など
- 制度を知らずに参加していない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける取組の推進
様々な参加の手段があることの市民への周知 など
- 障害者、外国籍市民、子育て世代などが参加できる取組の充実
審議会やワークショップなどで手話通訳、通訳、託児の導入 など
- 人材の育成
庁内における経験共有の場の充実、研修の充実 など
- 課題抽出での取組の充実
市民主体の組織による合同の取組、協働井戸端会議（仮称） など



4 情報提供と公開

行政は、参加を支える情報を広く多くの市民に提供・公開するとともに、市民と行政、市民同士が情報を共有できるように取り組む必要がある。特に、必要な情報を届ける・たどり着ける情報提供のため更なる工夫を。

- ① 市民の関心を参加へつなぐ取組の推進
アンケートなどの協力者へのその後の情報提供の登録 など
- ② 制度を知らずに参加をしていない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける取組の推進
様々な参加の手段があることの市民への周知 など
- ③ 転入した市民にも市民参加を促す取組の推進

5 行政における庁内の推進体制

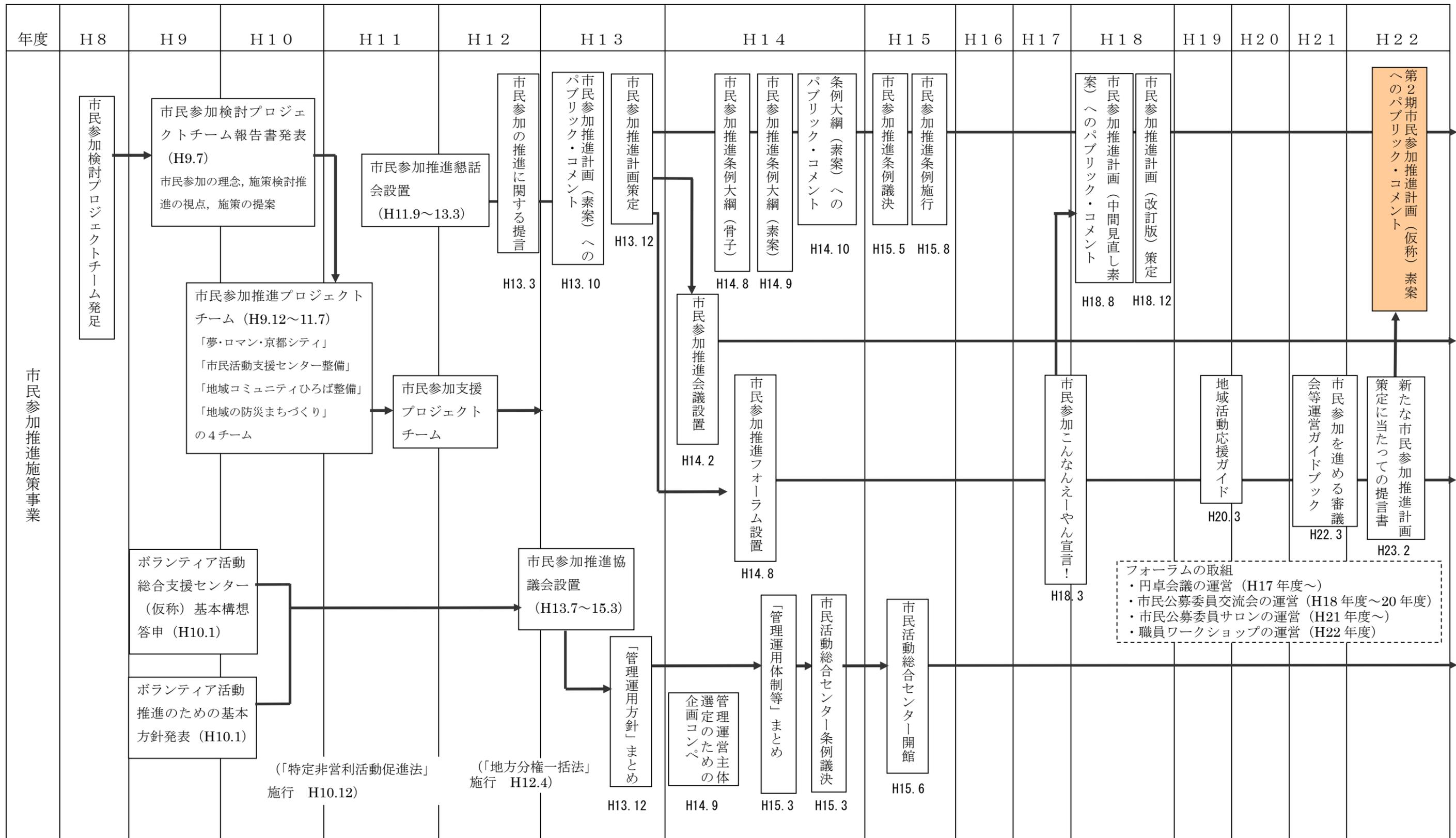
参加の意義と楽しさを知る市職員を増やす。そのために、参加を経験する機会や研修を通じ能力の向上を図るとともに、各所属や市職員に蓄積されている市民参加に関するノウハウや事例の共有化を図るなど、庁内の連携強化に向けた取組が必要

- ① 庁内における経験共有の場の充実
- ② 市民活動の事例や他都市での事例などを学ぶ研修の場の充実
- ③ 市民参加の体験の機会の充実
- ④ 研修の充実
- ⑤ 市民参加ガイドラインの充実

市民意見と本市の見解・御意見の反映状況

パブリック・コメント実施後に、掲載予定

市民参加推進関係施策の経緯



京都市市民参加推進条例

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持つ力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げる必要がある。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加（市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。）を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民参加は、本市と市民との協働（自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。）の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

(本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機

会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。）は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画（以下「市民参加推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

- 4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

(審議会等の会議の公開)

第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- 2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長（以下「市長等」という。）は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

- 2 市長等は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、審議会等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手續)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ（本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。）その他の市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手続（政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（まちづくりの活動の支援）

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。（市規則で定める日は、平成15年8月1日。）

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市市民参加推進計画は、第6条第1項の規定により定められた市民参加推進計画とみなす。この場合において、同条第4項に規定する期間は、この条例の施行の日から起算する。

平成23年2月発行

発行 京都市総合企画局市民協働政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3178 FAX 075-213-0443

http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-11-1-0-0_6.html



京都市印刷物 第223228号